

改正次世代医療基盤法 について（利活用編）



2024年4月

内閣府健康・医療戦略推進事務局

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯
2. 仮名加工医療情報
3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結
4. その他

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯
 - ① 次世代医療基盤法の意義
 - ② 改正経緯（法令、ガイドライン案）
2. 仮名加工医療情報
3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結
4. その他

健康・医療データの様々な分野での利活用イメージ

健康・医療データを広く利活用することで、医療分野の研究開発や新産業の創出を促進

健康サービス・機器メーカー



健康増進ニーズに沿った機器・サービスの開発・提供



行政・健保組合等



保健施策の推進
医療コストの削減
地域医療への貢献

製薬会社・医療機器メーカー



医薬品・医療機器開発のスピードアップ、成功確率向上、コスト低下、安全性検証



健康・医療ビッグデータ

- ・診断（レセプト・カルテ等）
- ・健診（乳幼児・学校・がん等）

国民



適切な健康管理
寿命の延伸

医療機関



患者に合ったきめ細かい医療サービスの提供

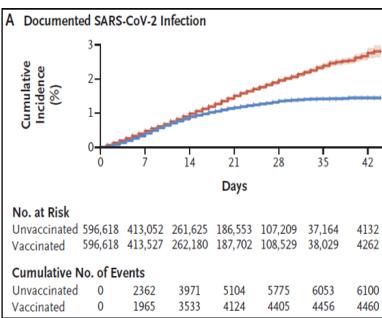
国民の健康増進やQoLの向上

リアル・ワールド・データの利活用事例（実例）

リアル・ワールド・データを活用することにより、迅速な研究成果の発表、薬事承認の追加適応などに繋がっている。

研究

- イスラエル国民の半数をカバーするClalitが保有するデータを用いて、COVID-19ワクチンの効果を迅速に検討・論文化



論文概要

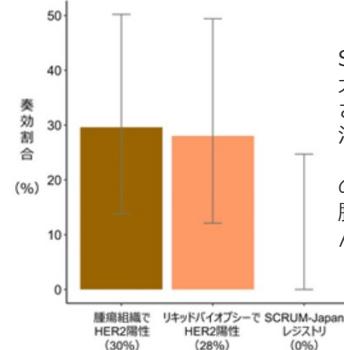
- ✓ 2020年12月20日～**2021年2月1日**までにCOVID-19ワクチンを投与された選択除外基準に適合する全員における、COVID-19への感染、重症化、死亡等を検討
- ✓ 2回目投与完了7日以降の感染リスクが92%低減したことが確認された
- ✓ この論文は**2021年2月24日**に公開された。

N Engl J Med. 2021 Feb 24; NEJMoa2101765.

開発

※国内事例であるが、次世代法に基づく匿名加工医療情報を利用したものではない

- 2022年3月、希少疾病であるHER2陽性大腸がん患者に対する2種類のがん治療薬の併用療法について、レジストリデータが薬事承認の評価資料として使用され、世界で初めて日本で承認された。



SCRUM-Japanレジストリに登録されたHER2陽性大腸がん患者さんのうち、本試験に参加された患者さんと同様の基準を満たした13例では、抗がん剤治療による腫瘍の縮小は全く見られませんでした（図3）。従って、ペルツズマブとトラスツズマブの併用療法は、治療に抵抗性となつたHER2陽性大腸がん患者さんにとって、従来使用されていた抗がん剤と比べて優れた有効性がある可能性があります。

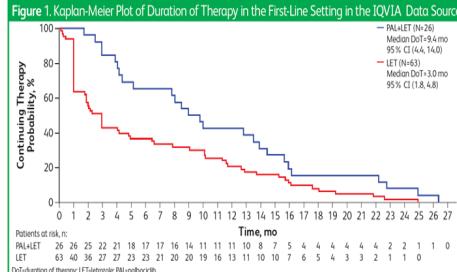
(AMED HPより)

開発

- Flatiron Health社EHRデータベースやIQVIA社保険請求データベースなど複数のRWDを利用することで、パルボシクリブ（女性乳がん薬）を希少疾患かつ致死率の高い男性乳がんに対する追加適応としてFDAから取得

Figure 2. Response Assessments in the Flatiron Health EHR-Derived Data Source

A. Real-world maximum tumor response	
Palbociclib + AI/FUL Cohort*	AI/FUL Alone Cohort†
N=12	N=8
Response	n (%)
Complete response	2 (16.7) 0
Partial response	2 (16.7) 1 (12.5)
Stable disease	5 (41.7) 4 (50.0)
Progressive disease	3 (25.0) 3 (37.5)
Response (CR+PR) rate	4 (33.3) 1 (12.5)

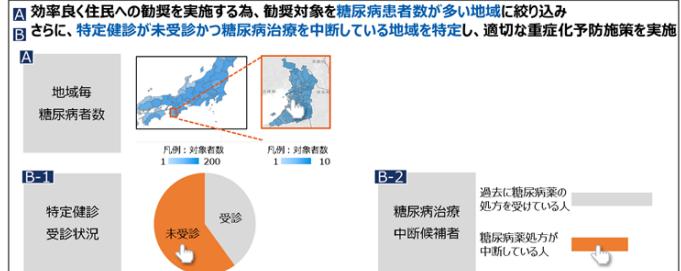


参考資料：Pfizer Press Release on April 4, 2019; ASCO Annual Meeting 2019 発表資料。

保健施策の推進

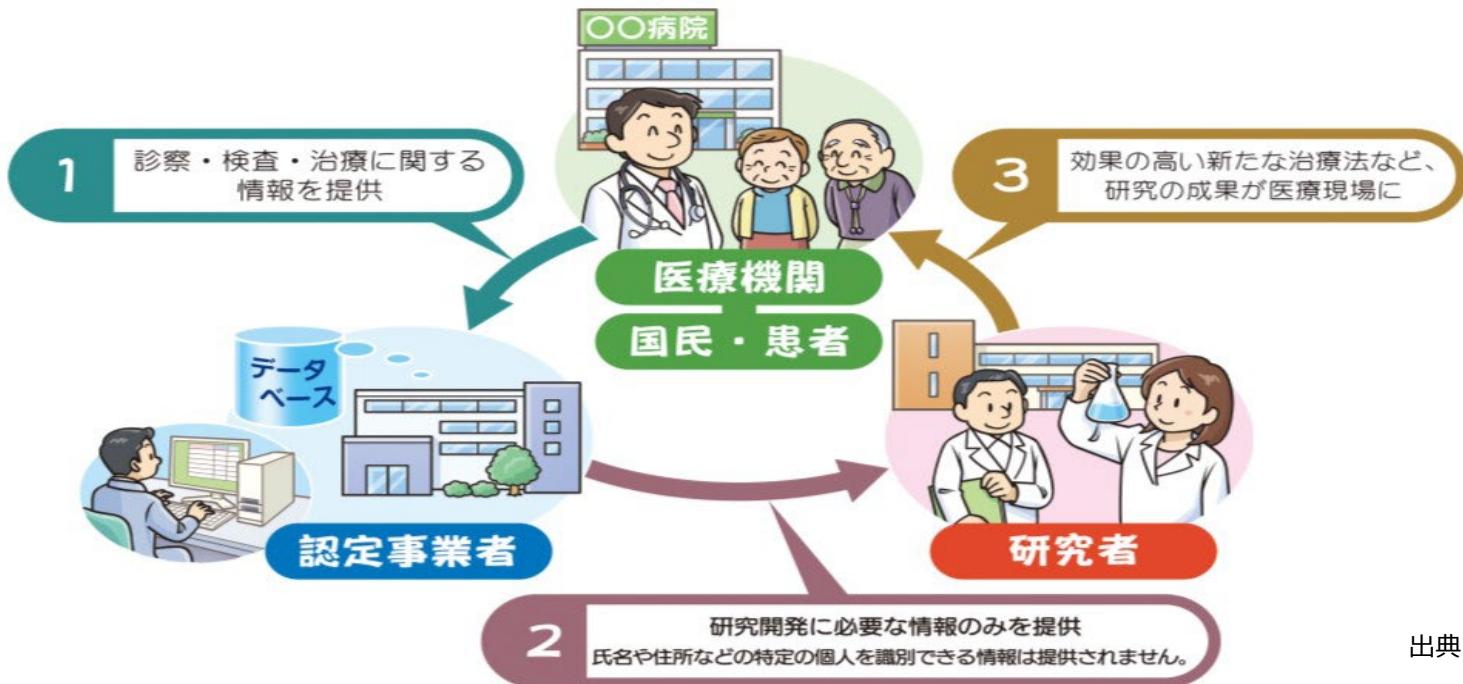
※国内事例であるが、次世代法に基づく匿名加工医療情報を利用したものではない

- 健診データ等（例：受診状況、既往歴）を利用して特定疾患を持つ患者の地域分布をセグメント化することにより、各自治体で重点地域を絞り込み、適切な重症化予防施策を実施



次世代医療基盤法とは？

医療分野の研究開発に役立てるための匿名加工医療情報・仮名加工医療情報に関して、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の作成事業を行う者の認定、匿名加工医療情報等及び仮名加工医療情報等の取扱いについて定めた法律です。



- **国が認定した認定作成事業者**が、制度にご協力いただける医療機関等から国民・患者のみなさまの医療情報を収集します。
- 認定作成事業者は、**医療分野の研究開発に必要な情報のみ**を、研究機関や製薬企業などに提供します。
- 研究機関や製薬企業などは、提供された医療情報を活用し、医療分野の研究開発を行います。



一人ひとりの情報を分析することにより、効果のより高い治療法、病気の早期発見や治療をサポートする機器開発の研究等に役立てることができ、**患者により良い医療が提供されることにつながります**。

次世代医療基盤法DBの特徴

①様々な主体から多様なデータを収集し名寄せすることが可能

次世代医療基盤法に基づいて、認定事業者は医療機関をはじめとする**様々な主体から多様な情報**（カルテ情報・画像情報・健診情報等）を継続的に収集し、**名寄せをしてデータベースを構築**することができます。



②アウトカム情報を含む大規模なデータベースの構築が可能

「次世代医療基盤法ガイドライン」において、アウトカムを含む医療情報を少なくとも**100万人以上**の規模で収集できることが認定事業者の要件になっており、医療分野の研究開発に役立つ、これまでにない**大規模なデータベースの構築**が期待できます。



③主務省庁の認定を受けた民間法人がデータの加工などを実施

医療情報の仮名加工・匿名加工には高い専門性が求められますが、次世代医療基盤法では、データ利活用に際して必要な**匿名加工・仮名加工**を認定事業者の責任で実施します。

また、データ提供にあたっての審査については、認定事業者の中に設置された委員会で審査されるため、データ利活用者が改めて倫理審査委員会の承認を得る必要はありません。



本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯

① 次世代医療基盤法の意義

② 改正経緯（法令、ガイドライン案）

2. 仮名加工医療情報

3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結

4. その他

1. 仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設

現行法による匿名加工医療情報の作成・提供に加え、新たに「仮名加工医療情報」を作成し、利用に供する仕組みを創設する。

〔仮名加工医療情報：他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した情報。個人情報から氏名やID等の削除が必要だが、匿名加工医療情報とは異なり、特異な値や希少疾患名等の削除等は不要。〕

1. 仮名加工医療情報の作成事業者の認定

▶ 医療機関等から本人通知に基づき医療情報の提供を受けて仮名加工医療情報を作成・提供する事業者を国が認定する。
(認定仮名加工医療情報作成事業者)

2. 仮名加工医療情報の利活用者の認定

▶ 安全管理等の基準に基づき国が認定した利活用者に限り、仮名加工医療情報の提供を受け利用することができる。(認定仮名加工医療情報利用事業者)
▶ 認定仮名加工医療情報利用事業者は、仮名加工医療情報の再識別及び第三者提供を禁止 (PMDA※等への提出や、認定仮名加工医療情報利用事業者間の共同利用は例外的に可能)。※医薬品の承認審査等の業務を行う(独)医薬品医療機器総合機構

3. 薬事承認に資するための仮名加工医療情報の利活用

▶ 薬事承認申請のため、認定仮名加工医療情報利用事業者からPMDA等に対する仮名加工医療情報の提供を可能とする。
▶ PMDAが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に基づいて認定仮名加工医療情報作成事業者に対して行う調査に対し、同事業者による再識別を可能とすることで回答できるようにする。

2. NDB等の公的データベースとの連結

本法に基づく匿名加工医療情報と、NDBや介護DB等の公的データベースを連結解析できる状態で研究者等に提供できることとする。

※高齢者医療確保法に基づき、国民の特定健診や特定保健指導情報、レセプト情報を管理するデータベース

3. 医療情報の利活用推進に関する施策への協力

医療情報取扱事業者に関し、認定事業者への医療情報提供等により国の施策への協力に努めることを規定。

改正ガイドライン案の全体構成

I. 総則編 (法第1~2条)

II. 認定作成事業者編 (法第9~29条、33~40条、45~51条)

III. 匿名加工医療情報取扱事業者編 (法第30~32条)

IV. 認定仮名加工医療情報利用事業者編 (法第41~44条)

V. 医療情報取扱事業者編 (法第52~58条)

ガイドライン第 I 編(総則編)

【位置付け】

- 本ガイドラインの目的及び適用対象並びに法第 2 条において定義されている用語の解説を示すもの。

【概要】

1. 目的及び適用対象

(1) 目的

- 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資する」という法の目的を踏まえ、匿名加工医療情報作成事業を行う者及び仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報、匿名加工医療情報、仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制等についての具体的な指針を定めるもの。

(2) 適用対象

- ① (認定) 匿名加工医療情報作成事業者 : 第 II 編及び第 V 編
 - ② (認定) 仮名加工医療情報作成事業者 : 第 II 編及び第 V 編
 - ③ (認定) 医療情報等取扱受託事業者 : 第 II 編
 - ④ 匿名加工医療情報取扱事業者 (連結可能匿名加工医療情報利用者を含む。) : 第 III 編
 - ⑤ (認定) 仮名加工医療情報利用事業者 : 第 IV 編
 - ⑥ 医療情報取扱事業者 : 第 V 編
- 本ガイドラインにおいては、「(認定) 匿名加工医療情報作成事業者」と「(認定) 仮名加工医療情報作成事業者」を併せて「(認定) 作成事業者」と呼び、両者の規律を原則として一体的に記載。

ガイドライン第Ⅱ編（認定作成事業者編）

【位置付け】

- （認定）作成事業者及び（認定）医療情報等取扱受託事業者について、新規又は変更の認定の手続・基準及び変更の届出の手続や、これらの事業者が遵守しなければならない法・規則等の内容を一体的に示すもの。

【概要】

- 1. 位置付け**
- 2. 作成事業者に係る新規の認定**
- 3. 新規の認定の手続**
 - 申請、審査、標準処理期間 等
- 4. 新規の認定の基準**
 - 欠格事由に関する基準
 - 申請者の能力に関する基準 等
- 5. 変更の認定及び届出**
 - 申請、審査、標準処理期間 等
- 6～11. 承継、廃止・解散の届出、帳簿、認定の取消し等**
- 12. 利用目的による制限**
- 13. 匿名加工医療情報の作成等（認定匿名加工医療情報作成事業者に特有の規律）**
 - 匿名加工医療情報の作成のための医療情報の加工の基準
 - 本人を識別する行為の禁止 等
- 14. 個人情報保護法の適用除外**
- 15. 消去**
- 16. 安全管理措置の実施**
 - (1) 組織的安全管理措置
 - (2) 人的安全管理措置
 - (3) 物理的安全管理措置
 - (4) 技術的安全管理措置
 - (5) その他の措置
- 17～24. 従業者等の義務、取扱いの委託、漏えい等報告、第三者提供の制限等**
- 25. 認定仮名加工医療情報作成事業者に特有の規律**
 - (1) 仮名加工医療情報の作成
 - 仮名加工医療情報の作成のための医療情報の加工の基準
 - 利用目的の制限
 - 本人を識別する行為の禁止 等
 - (2) 仮名加工医療情報の提供
 - (3) 安全管理措置
 - 認定仮名加工医療情報利用事業者の安全管理措置の確保
 - 認定仮名加工医療情報利用事業者に対する監督 等
- 26. 認定医療情報等取扱受託事業者に特有の規律**

【位置付け】

- 匿名加工医療情報取扱事業者（連結可能匿名加工医療情報利用者を含む。）に係る義務、連結可能匿名加工医療情報の提供及び連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する規制を一体的に示すもの。

【概要】

1. 位置付け

2. 匿名加工医療情報取扱事業者

- 本人を識別する行為の禁止 等

3. 匿名医療保険等関連情報等との連結

(1) 匿名医療保険等関連情報等との連結

(2) 厚生労働大臣等への連結のために必要な情報の提供の求め 等

4. 連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する規制

(1) 本人を識別する行為の禁止

(2) 消去

(3) 安全管理措置

- 組織的安全管理措置
- 人的安全管理措置
- 物理的安全管理措置
- 技術的安全管理措置
- その他の措置

(4) 従業者の監督

(5) 従業者等の義務

ガイドライン第Ⅳ編（認定仮名加工医療情報利用事業者編）

【位置付け】

- （認定）仮名加工医療情報利用事業者について、新規又は変更の認定の手続・基準及び変更の届出の手続や、当該事業者が遵守しなければならない法・規則等の内容を一体的に示すもの。

【概要】

1. 位置付け
2. 仮名加工医療情報利用事業者に係る新規の認定
3. 利用目的による制限等
4. 第三者提供の制限
5. 新規の認定の手続
 - 申請、審査、標準処理期間 等
6. 新規の認定の基準
 - (1) 欠格事由に関する基準
 - (2) 申請者の能力に関する基準
 - 研究開発責任者
 - （研究開発責任者を複数置く場合）統括責任者
 - 事業の実施に必要な設備
 - 広報及び啓発のための体制 等
7. 変更の認定及び届出
 - 申請、審査、標準処理期間 等
- 8～13. 承継、廃止・解散の届出、帳簿、認定の取消し等

14. 安全管理措置
 - (1) 組織的安全管理措置
 - 安全管理に係る基本方針
 - 安全管理責任者 等
 - (2) 人的安全管理措置
 - 提供仮名加工医療情報の適切な取扱いの確保
 - 取扱者に対する教育及び訓練 等
 - (3) 物理的安全管理措置
 - 施設設備の特定
 - 施設設備への立入り及び機器の持込みの管理及び制限
 - 機器の紛失若しくは盗難又は不正な持出しの防止 等
 - (4) 技術的安全管理措置
 - 不正アクセス行為の防止
 - 電気通信回線との接続に伴う漏えい等の防止 等
 - (5) その他の措置
 - 共同利用の場合における安全管理の確保 等
- 15～18. 従業者の監督、従業者等の義務、漏えい等報告等

【位置付け】

- 医療情報取扱事業者による認定作成事業者に対する医療情報の提供等に関する事項を一体的に示すもの。

【概要】

1. 位置付け
2. 医療情報取扱事業者の安全管理措置の確認
3. 医療情報取扱事業者による医療情報の提供等
 - 法第52条第1項及び第57条第1項の規定の趣旨
 - 本人に対する通知
 - 医療情報の提供の停止又は既に提供された医療情報の削除の求め
 - 医療情報取扱事業者による主務大臣に対する届出
 - 主務大臣による公表
4. 医療情報の提供の停止の求めを行った本人・遺族に対する書面の交付又は電磁的記録の提供
5. 医療情報の提供を受ける際の認定作成事業者による確認
6. 認定作成事業者が医療情報取扱事業者による医療情報の提供を受けてはならない場合
7. 医療情報の提供に係る記録の作成及び保存
 - 医療情報の提供に係る記録の作成
 - 医療情報の提供に係る記録の保存

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯

2. 仮名加工医療情報

- ① 概要
- ② 認定利用事業者に係る規律
- ③ 認定作成事業者に係る規律
- ④ 手続き

3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結

4. その他

仮名加工医療情報のイメージ（匿名加工医療情報との違い）

- 仮名加工医療情報は、氏名など単体で特定の個人を識別できる情報の削除が必要であるが、匿名加工医療情報と異なり、特異な検査値や病名であっても削除・改変は不要。

【改正前】

※赤字はデータ改変部分

匿名加工
医療情報

ID	性別	生年月日	受診日	体重	収縮期血圧	HbA1c	インスリン濃度	病名
B002	女	2003/7	2020/7/29	50～55	201以上	4.8	20.9	その他

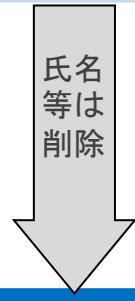


氏名等に加え、
必要に応じて、医療データ領域も削除・改変が必要

医療データ領域

医療情報
(元データ)

氏名	性別	生年月日	受診日	体重	収縮期血圧	HbA1c	インスリン濃度	病名
厚労花子	女	2003/7/26	2020/8/3	53.4	211	4.8	20.9	膵島細胞症(希少疾患)



医療データ領域の削除・改変は不要

変更無し

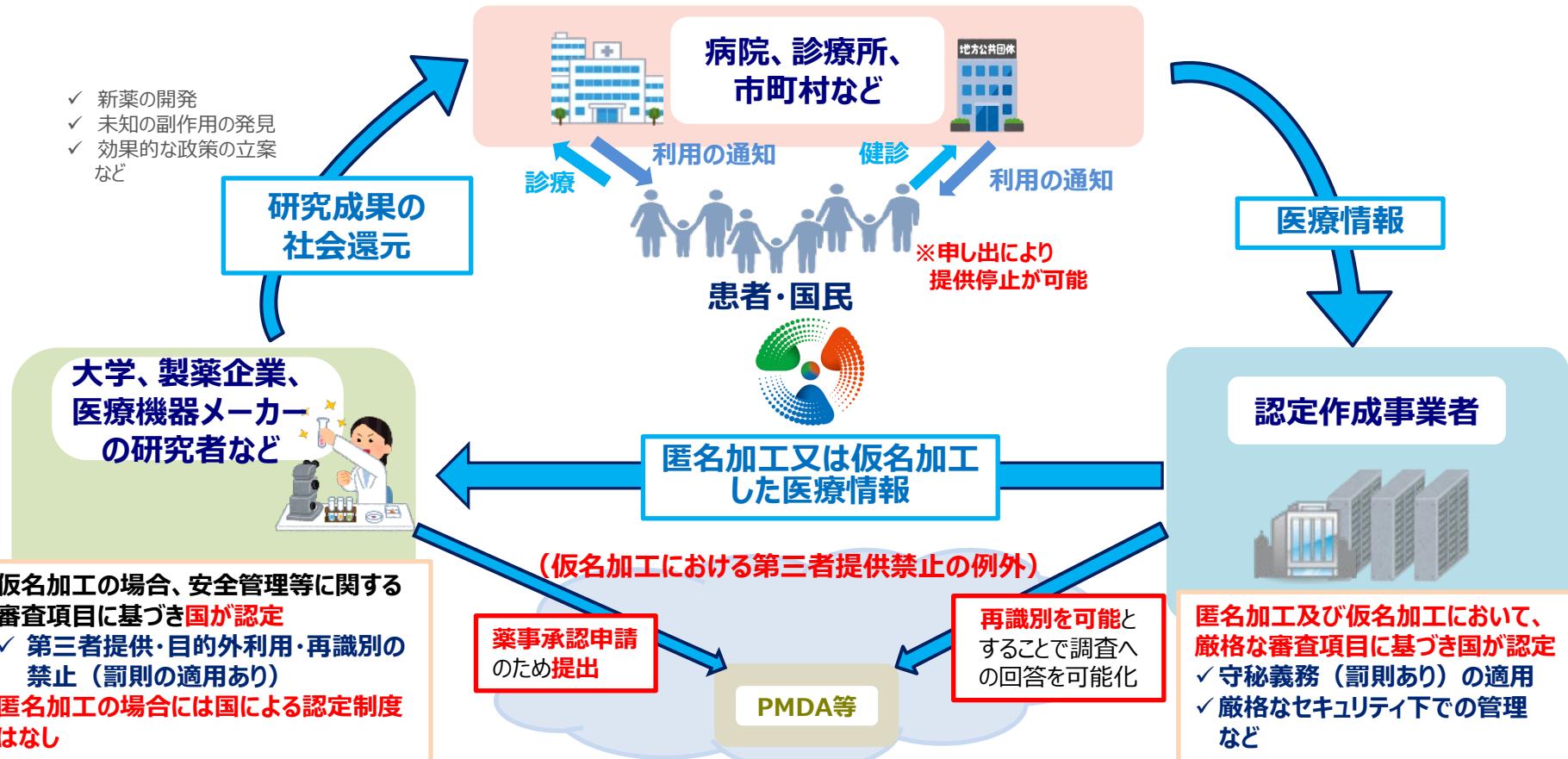
仮名加工
医療情報

ID	性別	生年月日	受診日	体重	収縮期血圧	HbA1c	インスリン濃度	病名
B002	女	2003/7/26	2020/8/3	53.4	211	4.8	20.9	膵島細胞症(希少疾患)

※ ただし、当該情報の中で単体又は組合せにより特定の個人を識別することができる記述については削除が必要。

仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設

- 改正次世代医療基盤法で、新たに「仮名加工医療情報」の作成・提供を可能とする仕組みを創設。その際、個人情報の保護の観点から、仮名加工医療情報の提供は国が認定した利活用者に限定。
※「匿名加工医療情報」については、改正前と同様、利活用者の認定は不要
- 仮名加工医療情報では、匿名加工医療情報とは異なり、医療データの削除、改変が不要であるなどの違いがあることから、以下が可能となり、制度の有用性が向上。
 - 希少な症例についてのデータ提供
 - 同一対象群に関する継続的・発展的なデータ提供
 - 薬事目的利用の前提であるデータの真正性を確保するための元データに立ち返った検証



本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯

2. 仮名加工医療情報

- ① 概要
- ② 認定利用事業者に係る規律
- ③ 認定作成事業者に係る規律
- ④ 手続き

3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結

4. その他

仮名加工医療情報の利活用にあたっての必要なこと（まとめ）

【認定申請】

- 仮名加工医療情報の利用にあたっては、国による認定の取得が必要です。
- 認定については、研究者単位ではなく、大学・企業等の「法人」単位での認定申請・取得となります。また、仮名加工医療情報を共同利用する場合は、共同利用先においても認定取得が必要です。
- 国への認定申請にあたっては、あらかじめ作成事業者と、提供方法等（データを受領・保存する、オンサイトセンターで提供する、ビギティング環境を通じて提供する 等）を取り決めておく必要があります。

【認定基準】

- 国の認定に当たっては、利用能力・安全管理措置などの認定基準を満たしているかを審査することになります。
- なお、利活用者において求められる安全管理措置の内容については、仮名加工医療情報の提供方法（データを受領・保存する：I型、オンサイトセンター、ビギティング環境：II型）により異なります。（後述）

【利活用者の義務】

- 仮名加工医療情報の利活用者においては、安全管理措置義務の他、データの利用終了時の消去、再識別の禁止、第三者提供の禁止（※）等の義務が課されることになります。（※仮名加工医療情報には該当しない、統計情報等の研究の成果物を対外公表することを禁止するものではありません。）
 - ただし、認定利用事業者による第三者提供の例外として、薬事申請等への活用の観点から、
 - ・厚生労働大臣による医薬品、医療機器等の製造販売の承認等（P）の処分（外国の法令上これに相当する行為を含む。）を受ける場合であって、
 - 厚生労働大臣
 - PMDA
 - 薬機法に規定する登録認証機関
 - 欧州医薬品庁（EMA）
 - 英国医薬品医療製品規制庁（MHRA）
 - 米国食品医薬品局（FDA）
- に提供するとき を規定することを予定しています。

ガイドライン案 IV. 認定仮名加工医療情報利用事業者編 新設のポイント

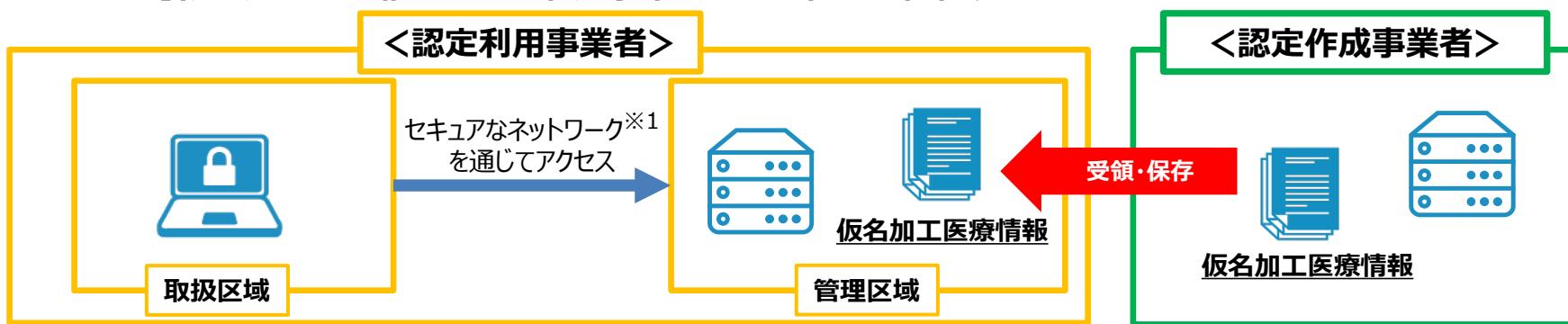
- ① **認定の申請の際に明らかにすべき申請事項** (法第44条において準用する第9条第2項第2号関係)
- ✓ 認定利用事業者となろうとする者の主務大臣に対する申請事項のうち、仮名加工医療情報の「利用の方法」については、主務府省による認定審査に必要な限度で、利用の目的及び当該利用の目的を達成するために必要な利用の用途や態様の記載を求める（補足資料23頁）。
- ② **認定利用事業者の利用の能力に関する基準** (法第44条において準用する第9条第3項第2号関係)
- ✓ 以下の事項について利用事業者の認定に係る能力基準を定める（補足資料24-25頁）。
 - (1) 研究開発責任者の設置
 - (2) (研究開発責任者を複数置く場合) 統括責任者
 - (3) 経理的基礎
 - (4) 広報及び啓発のための体制の整備
- ③ **認定利用事業者の安全管理措置に関する基準**
(法第44条において準用する第9条第3項第3号及び第4号並びに第21条関係)
- ✓ 認定利用事業者の安全管理措置に係る要件については、利用形態や利用の方法に応じて、「I型認定」「II型認定」の2種類の基準を設ける（次頁参照）。
 - ✓ 具体的な安全管理措置の水準については、個情法GLの水準をベースとしつつ、医療情報の取扱いに関連する既存のガイドラインである、NDBGLや3省2GL※を踏まえ、「I型認定」「II型認定」の区別にも応じて、組織的・人的・物理的・技術的・その他の各領域ごとに考え方を示す（詳細は26-34頁参照）。
- ※ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」及び総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン 第1.1版」
- ④ **認定利用事業者間での共同利用の際の規律** (法第43条第2項第2号関係)
- ✓ 個情法GLに示されている共同利用に係る考え方も踏まえ、以下の事項を明らかにする（補足資料35頁）。
 - (1) 仮名加工医療情報の共同利用として想定される事例
 - (2) 共同して利用することが可能な範囲（主務府省から認定を受けた「利用の方法」の範囲内であって、認定作成事業者の審査を受け、かつ認定作成事業者の監督の下で行われること等）
 - (3) 共同利用を実施する際に取り決めるべき事項（利用者の範囲やデータ項目、情報管理に責任を有する事業者等）

ガイドライン案 IV. ③ 認定利用事業者の安全管理措置に関する基本的な考え方（1）

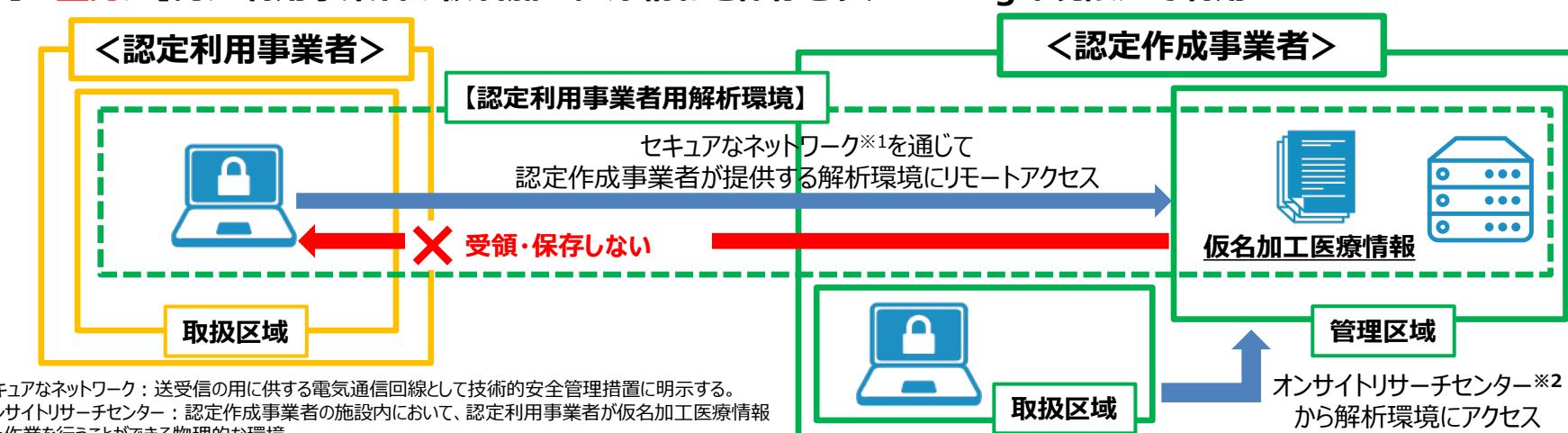
○ 「I型認定」「II型認定」及び「管理区域」「取扱区域」

- 確実な安全管理措置の確保と仮名加工医療情報の利活用促進の両立の観点から、利用事業者が自らの整備した環境下に仮名加工医療情報を保存することが可能な **I型認定**に加え、認定作成事業者等が整備したVisiting環境での利用に限定し、当該環境を前提とした安全管理措置の要件を定める **II型認定**の2種類を設ける（新GLIV-5-1-1-2参照）。
- また、提供仮名加工医療情報※を取り扱う施設設備として、仮名加工医療情報を保存する機器が設置される**管理区域**と、提供仮名加工医療情報の操作・解析等を行う**取扱区域**を特定し、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを求める（新GLIV-14-3-1-1参照）。 ※認定作成事業者から認定利用事業者に提供された仮名加工医療情報

【I型認定】仮名加工医療情報を認定利用事業者の管理区域に保存する



【II型認定】認定利用事業者は仮名加工医療情報を保存せず、Visiting環境限定で利用



※1 セキュアなネットワーク：送受信の用に供する電気通信回線として技術的安全管理措置に明示する。

※2 オンサイトリサーチセンター：認定作成事業者の施設内において、認定利用事業者が仮名加工医療情報を用いた作業を行うことができる物理的な環境。

ガイドライン案 IV. ③ 認定利用事業者の安全管理措置に関する基本的な考え方 (2)

- 認定利用事業者は、自らの仮名加工医療情報の利用環境に応じて、管理・取扱区域における仮名加工医療情報の取扱いに関するリスクの分析を行い、その結果に応じて講じるべき具体的な措置を検討・実施する必要あり。 それぞれの区域において生じ得る脅威及びそれによるリスクに対応するための措置としては、例えば、以下が考えられる※（新GL14-3-1参照）。

※ もっとも、各認定利用事業者において自らの利用環境に応じた個別のリスク分析及び当該分析に応じた措置の検討が必要であり、下記の全ての「具体的な手段」の実施を必ずしも必須とするものではなく、また、これらの手段のみにより安全管理措置が十分であることを示すものでもない。

※ とりわけ、取扱区域においては、認定利用事業者の業務内容や研究開発の目的・内容、取扱者の利用環境等によって、適切な安全管理措置の組合せは多様であると考えられる。

	(I型認定の場合)管理区域	取扱区域
生じ得る脅威の例	<ul style="list-style-type: none"> 取扱者以外の者による当該区域への無断立ち入り及び機器の持出し並びに□□□□□□□□の閲覧・操作 取扱者自身による不正利用（例えば、機器の無断持ち出しや画面撮影等）等 	<ul style="list-style-type: none"> 取扱者以外の者による□□□□□□□□の閲覧・操作 取扱者自身による不正利用（例えば、画面撮影等）等
当該脅威によるリスクに対応するために講ずべき措置及び具体的な手段の例	<p>①（物理的措置(2)）施設設備への立ち入り及び機器の持込みの管理及び制限（新GLIV-14-3-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生体を含む2要素以上の手法による認証を含む入退室の管理 機器を収納したラックに対する施錠・固定等による不正・不要なアクセスの防止 可搬記録媒体、スマートフォン等の機器の持込みの管理・制限 監視カメラ等による常時監視 <p>②（物理的措置(3)）機器の紛失・盗難又は不正な持出しの防止等（新GLIV-14-3-3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 手荷物の検査、入退室管理簿の整備、ワイヤによる機器の固定等による機器等の持出しの管理・制限 間仕切りの設置・座席配置の工夫、のぞき見対策のシートの貼付、パスワードスクリーンセイバーの設定、画面撮影の禁止等による窃視の防止 <p>③（技術的措置(3)）電子計算機・端末装置の動作の記録及び操作の検知・制御（ログを保存し、改ざん・不正な消去を防止する措置を講じること等）（新GLIV-14-4-3参照）</p>	<p>①（物理的措置(3)）機器の紛失・盗難又は不正な持出しの防止等（新GLIV-14-3-3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 間仕切りの設置・座席配置の工夫、のぞき見対策のシートの貼付、パスワードスクリーンセイバーの設定、画面撮影の禁止等による窃視の防止 監視カメラの設置、端末装置等の操作時のPC内蔵カメラの利用、責任者又はその指名する者による監視その他の適切な手段による取扱区域の監視 <p>②（技術的措置(3)）電子計算機・端末装置の動作の記録及び操作の検知・制御（ログを保存し、改ざん・不正な消去を防止する措置を講じること等）（新GLIV-14-4-3参照）</p> <p>※ II型認定の場合には、認定利用事業者自らがこれらの措置を実施する必要は必ずしもなく、認定作成事業者がビギニング環境の整備の一環として講じる安全管理措置との組合せにより、必要十分な安全管理措置を総合的に整備することが必要</p>

- 認定利用事業者となるとする者の主務大臣に対する申請事項については、現行GLの規律を踏まえつつ、以下の事項の記載を求める（新GLIV-5-1-1参照）。

① 申請者の名称及び住所

② 仮名加工医療情報の利用の方法

- ✓ 研究開発責任者（及び設置する場合には統括責任者）の氏名を記載した上で、仮名加工医療情報の利用の目的及び当該利用の目的を達成するために必要となる利用の用途や態様（I型認定かII型認定かを含む。）を記載

※ 主務府省による認定に際しては、認定作成事業者による審査・監督との適切な役割分担の観点から、個別・具体的な研究内容に対する審査を行うことは想定されない一方で、利用の目的・用途に照らして適切な責任者が配置されているかや、必要な経理的基礎を有しているかといった点を審査する必要があり、その審査に必要な限度で利用の目的・用途を明らかにしていただく趣旨

※ 認定作成事業者においては、申請事項として特定された「利用の方法」を前提として、その範囲内で仮名加工医療情報の提供に係る審査を実施する必要あり

- ✓ また、別紙及び添付書類において、(1)研究開発責任者（及び設置する場合には統括責任者）の配置、実務経験及び専門性等、(2)経理的基礎、(3)広報及び啓発のための体制を明らかにする

③ 仮名加工医療情報の管理の方法

- ✓ 安全管理責任者の氏名を記載した上で、別紙において、(1)安全管理に係る基本方針、(2)安全管理責任者の配置、(3)安全管理措置に係る規程等の安全管理措置に係る事項を明らかにする

④ 特定役員（事業を行う役員）及び特定使用人（事業に関する権限及び責任を有する使用人）の氏名

- 利用事業者に係る利用の能力に関する基準は以下のとおり（新GLIV-6-2参照）。

①研究開発責任者

「大規模な医療情報を用いた医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者」であって、仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業（認定事業）を実施する責任者（研究開発責任者）を設置し、以下の事項を明らかにする必要がある。

✓ 認定利用事業者内の組織体制における権限及び責任

✓ 研究開発責任者が業務を全うすることが可能であること（以下に該当する場合にはその内容を記載する必要あり）

- ・ 研究開発責任者の勤務形態が出向又は派遣である場合にあっては、当該認定利用事業者と出向元又は派遣元との間の契約等により、研究開発責任者の権限及び責任について取り決めていること
- ・ 研究開発責任者が認定利用事業者以外の法人又は個人で兼業する場合（非常勤又は臨時的な業務に就く場合を除く。）にあっては、当該兼業の内容（兼業先となる法人の名称を含む。）

✓ 研究開発責任者に係る契約関係

- ・ 研究開発責任者が認定利用事業者のためにその指揮命令又は監督を受けてその業務に従事する契約関係（例えば、雇用、出向、派遣等）にあることを明らかにする必要がある

✓ 研究開発責任者の実務経験及び専門性

- ・ 大学、研究機関、企業等で一定の権限を有する者として、大規模な医療情報を用いた医療分野の研究開発を実施する等の実務経験を一定程度有し、それらに相応する知見を有するなど、高い専門性を有することをいう
- ・ 申請書類においては、上記を満たしていることが分かる具体的な経歴、業績等を明らかにする必要がある

※ 必要に応じて研究開発責任者が業務に従事し得ない場合の代位者を指定することが可能

※ 必要に応じて複数の研究開発責任者を置くことも可能であり、その場合には、当該法人における認定事業全体を統括する責任者（統括責任者）を設置し、また、各研究開発責任者間の権限及び責任の分担を明らかにする必要あり

②（研究開発責任者を複数置く場合）統括責任者

研究開発責任者を複数置く場合には、「医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者」であって、仮名加工医療情報利用事業全般を統括管理し、責任を有するもの（統括責任者）を設置し、以下の事項を明らかにする必要がある。

✓ 認定利用事業者内の組織体制における権限及び責任（各研究開発責任者との間の責任関係を含む。）並びに実務経験及び専門性

- ・ 統括責任者は、認定事業において漏えい等事態その他の事件・事故等が発生した場合に、各研究開発責任者を指揮監督し、必要に応じて当該事業の停止等の適切な措置を取る権能を有する者である必要がある（例えば、大学における学部長、株式会社における部門長等を想定）。
- ・ 統括責任者に必要な実務経験及び専門性としては、上記の権能その他の一定の総括的な権限を適切に行使することができる程度のものが必要となる（医療分野の研究開発を実施する経験、大規模な医療情報の取扱いの経験等）

※ 必要に応じて統括責任者が業務に従事し得ない場合の代位者を指定することが可能

③ 経理的基礎

認定事業の開始及び継続に必要な資金等を調達することが可能であることを明らかにするため、当該資金等の調達方法を明らかにする必要がある。

また、法人の種別に応じ、申請又はその直近の時点における主要な拠出者及び議決権者を記載する必要がある（株式会社の場合には、直近の有価証券報告書又はこれに準ずる書面の提出が可能）。

- ✓ 認定事業を適正かつ確実に行うに足りる経理的基礎の確保、仮名加工医療情報の安全管理等に支障を來す事態を生じる懸念が認められるかどうかを確認する趣旨
- ✓ 大学又は独立行政法人の場合には、科学研究費助成事業に係る申請書の写し、組織内部での予算配分その他の仮名加工医療情報を用いた研究開発に係る資金の調達方法又はその見込みを示す書類が必要

④ 広報及び啓発のための体制の整備

認定利用事業者は、仮名加工医療情報に関する国民の理解を深めるとともに、現場から提供されるデータの利活用の成果が現場へ還元される社会全体の好循環に資するよう、次に掲げる事項を公表し適切に更新するものとし、申請書類においては、当該公表に係る方針を明らかにする必要がある。

- ✓ **1名以上の特定役員又は特定使用人の氏名**（例えば、認定事業に関する代表権を有する役員、統括責任者等）
- ✓ **仮名加工医療情報の安全管理に係る基本方針**（公にすることによって事業運営に重大な支障を來すような事項を除く。）
- ✓ **仮名加工医療情報の利活用の成果が生じた場合には、当該成果の概要**（当該認定利用事業者その他の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなど、公にすることによって事業運営に重大な支障を來すような事項を除く。）
 - ・ なお、仮名加工医療情報を用いた研究の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌、論文等において発表を行う場合は、法に基づき提供された仮名加工医療情報を用いた研究の成果である旨を明らかにすることが望ましい。

（1）仮名加工医療情報の安全管理に係る基本方針（新GLIV-14-1-1参照）

✓ 次に掲げる事項を含め、仮名加工医療情報の安全管理に関する基本的な考え方を明らかにした基本方針を策定する必要がある。

- ・ 仮名加工医療情報を利用する一連の過程で生じ得るリスクを分析し、その結果に応じ、仮名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる方針
- ・ 適用される法、個人情報保護法その他の関係法令及び内部規則等の遵守を徹底する方針

✓ 策定にあたっては、データのライフサイクル全般に亘って適切にリスク管理を行うというデータマネジメントの観点を勘案することが望ましい。

（2）安全管理責任者（新GLIV-14-1-2参照）

✓ 「仮名加工医療情報の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者」（安全管理責任者）を設置し、以下の事項を明らかにする必要がある。

・ 認定利用事業者内の組織体制における権限及び責任

- ・ 安全管理責任者が業務を全うすることが可能であること（以下に該当する場合にはその内容を記載する必要あり）
 - 安全管理責任者の勤務形態が出向又は派遣である場合にあっては、当該認定利用事業者と出向元又は派遣元との間の契約等により、安全管理責任者の権限及び責任について取り決めていること
 - 安全管理責任者が認定利用事業者以外の法人又は個人で兼業する場合（非常勤又は臨時的な業務に就く場合を除く。）にあっては、当該兼業の内容（兼業先となる法人の名称を含む。）
- ・ 安全管理責任者に係る契約関係
 - 安全管理責任者が認定利用事業者のためにその指揮命令又は監督を受けてその業務に従事する契約関係（例えば、雇用、出向、派遣等）にあることを明らかにする必要がある

・ 安全管理責任者の実務経験及び専門性

- 個人情報保護を含む情報セキュリティに係る実務経験を有するなど、必要な専門性を有することをいう
- 申請書類においては、上記を満たしていることが分かる具体的な経歴、業績、資格等を明らかにする必要がある

※安全管理責任者が業務に従事し得ない場合の代位者を指定することが必要（II型認定の場合には任意）

(3) 取扱者の権限及び責務並びに業務（新GLIV-14-1-3参照）

- ✓ 認定利用事業者における取扱者の権限及び責務並びに業務を明らかにした上で、当該権限及び責務を自覚して誠実かつ適正に職務を遂行する者を採用し又は選任することが可能となるよう、必要かつ適切な取扱者の範囲及び当該取扱者の採用又は選任に関する方針を明らかにする必要がある。
- ✓ また、当該方針に基づいて、取扱者の範囲は、名簿等（電磁的記録による場合も含む。）により適切に管理する必要がある。
 - 取扱者の名簿等については、認定作成事業者による認定利用事業者に対する監督の一環として、認定作成事業者に対して定期的に報告する必要がある。

(4) 漏えい等事態に際しての事務処理体制（新GLIV-14-1-4参照）

- ✓ 次に掲げる事項を始めとする、漏えい等事態に際しての事務処理体制を明らかにする必要がある。
 - 漏えい等事態に対応するための組織体制（例えば、責任者及び担当者の定め等）
 - 組織的に漏えい等事態を速やかに把握するとともに、主務府省に対する報告を実施するための体制及び方針（例えば、担当者から責任者への連絡、認定作成事業者への連絡等）
 - 漏えい等事態に関して、原因究明のための調査を実施し、その結果に基づき、当該漏えい等事態に伴う被害を最小化するための対策を実施する方針
 - 漏えい等事態に関する事実関係の調査を実施した結果に基づき、類似事案の再発を防止するための対策を実施する方針

(5) 安全管理措置に関する規程の策定・実施・評価・改善（新GLIV-14-1-5参照）

- ✓ 仮名加工医療情報の安全管理に係る実効性を担保するために、自ら恒常にリスク分析を実施し、その結果に応じて必要かつ適切な措置を講ずる観点から、安全管理措置に関する規程に係るPDCAサイクルを実現することが求められる。
- ✓ そこで、申請書類においては、I型認定とII型認定のいずれの認定を取得する予定なのかも踏まえ、次に掲げる事項を含む安全管理措置に関する規程の策定・実施・評価・改善に関する方針を明らかにする必要がある。
 - 仮名加工医療情報の利用に係るリスク分析を実施した結果
 - 当該結果に応じ、仮名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるため策定する規程の概要
 - 当該規程の運用を把握して分析するための評価を定期的及び必要時に行う方針（例えば、対象、方法、頻度、体制等）
 - 当該評価の結果に基づき、必要に応じ、当該規程の運用を改善する方針（例えば、手順、頻度、体制等）

(1) 取扱者等が欠格事由等に該当しないことの確認（新GLIV-14-2-1参照）

- ✓ 申請書類において、以下の事項について誓約する必要がある。
 - ・申請者の特定役員又は特定使用人が暴力団員等に該当しないこと
 - ・申請者の取扱者が、欠格事由（法第44条において準用する第9条第3項第1号ハ）及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと
 - ・申請者が、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者でないこと

(2) 仮名加工医療情報の適切な取扱いの確保（新GLIV-14-2-2参照）

- ✓ 取扱者を始めとする認定事業従事者について、責務を自覚して誠実かつ公正に職務を遂行する者を採用・選任し、また、内部規則等の遵守を徹底させる観点から、次に掲げる措置を講じることを求める。
 - ・内部規則等に違反する行為をした認定事業従事者に対する懲戒その他の制裁
 - 申請書類においては、内部規則等に違反する行為が、認定利用事業者の就業規則等で規定される懲戒等の制裁の事由に含まれることを明らかにする必要がある。
 - ・認定事業従事者に対する内部規則等の内容に関する周知（認定利用事業者に対する、書面又は電磁的方法等による取扱者の誓約書の提出を含む。）

(3) 取扱者に対する教育及び訓練（新GLIV-14-2-3参照）

- ✓ 申請書類においては、認定事業従事者に対する定期的な研修（eラーニングシステムを用いて行われるものも含む。）を始めとする教育及び訓練について、対象者、内容、方法、頻度等に関する計画を記載する必要がある。
- ✓ また、教育及び訓練に係る年月日、内容、方法等に関する記録を作成するとともに、当該記録をその作成日から3年間保存する必要がある。

（1）施設設備の特定（新GLIV-14-3-1参照）

- ✓ 仮名加工医療情報に係る管理区域（当該情報が保存された機器等が置かれた区域を含む当該機器等を管理する区域）及び取扱区域（当該情報の操作、解析等を実施する区域）を特定することを求める（必ずしも専用の区域を設ける必要はない）。
- ✓ また、管理区域・取扱区域のそれぞれについて、認定利用事業者自らの利用環境を踏まえた仮名加工医療情報の取扱いに関するリスクの分析を行い、その結果に応じて講じるべき安全管理措置の具体的な手段を検討し、実施することを求める（21-22頁参照）。
- ✓ なお、Ⅱ型認定の場合には、認定利用事業者の管理する環境下には取扱区域のみが存在することになる。また、その場合には、認定作成事業者がVisiting環境の整備の一環として講じる安全管理措置との組合せにより、必要十分な安全管理措置を総合的に整備することが必要であり、また、それで足りる。

（2）施設設備への立入り及び機器の持込みの管理及び制限（新GLIV-14-3-2参照）

- ✓ 【I型認定の場合のみ】仮名加工医療情報の安全管理を全うするために、管理区域について次に掲げる措置を講じることを求める。
 - 管理区域に対する立入りを管理及び制限する措置（例えば、次に掲げる事項）
 - 生体を含む2要素以上の手法（例えば、顔、指紋、静脈、ICカード等）による認証を組み込んだ入退室の管理
 - 監視カメラによる入退室に関する常時の監視
 - 仮名加工医療情報を取り扱う機器を収納したラックに対する不正なアクセス（不要なアクセスを含む。）の防止（例えば、施錠、固定等）
 - 管理区域外の機器の管理区域への持込みを管理及び制限する措置（例えば、手荷物の検査、入退室管理簿の整備等）
 - 管理区域を常時監視するためのカメラその他装装置を備え付ける措置（例えば、次に掲げる事項）
 - 管理区域を監視するためのカメラを設置する箇所
 - 端末装置を操作する取扱者の手元を鮮明に記録しないような監視カメラの映像に関するフレームレート
 - 監視カメラの映像を保存する方法及び期間
 - 主務府省又は認定作成事業者による監督のための監視カメラの映像の閲覧に関する手続

(3) 機器の紛失若しくは盗難又は不正な持出しの防止等（新GLIV-14-3-3参照）

- ✓ 仮名加工医療情報の取扱いに係る機器の紛失又は盗難を防止するとともに、当該機器又は仮名加工医療情報の不正な持出しを防止するため、管理区域及び取扱区域の区別にも応じて、次に掲げる措置を講じることを求める。
 - 【I型認定の場合のみ】管理区域内の機器の持出しを管理及び制限する措置
 - 例えば、手荷物の検査、入退室管理簿の整備、ワイヤによる機器の固定等
 - 【I型認定・II型認定共通】管理・取扱区域における端末装置によって取り扱われる仮名加工医療情報が盗み見られるリスクを低減するための措置
 - 例えば、間仕切りの設置・座席配置の工夫、のぞき見対策のシートの貼付、パスワードスクリーンセイバーの設定、スクリーンショット・画面撮影の禁止、取扱者以外の者の取扱区域に対する立入りの限定
 - なお、取扱区域については、取扱者以外の者の立入りを禁止する必要は必ずしもないが、職員証のある者や研究室の鍵を貸与された者のみの立入りを認めるなど、不特定多数の者が取扱区域に立ち入ることのないよう適切な制限が設けられた環境とする必要がある。
 - 【I型認定・II型認定共通】取扱区域における端末装置について、取扱者以外の者による端末装置の操作や仮名加工医療情報の閲覧を制限するための措置（例えば、次に掲げる事項）
 - 監視カメラの設置、端末装置等の操作時のPC内蔵カメラの利用、研究開発責任者若しくは安全管理責任者又はその指名する者による監視その他の適切な手段による取扱区域の監視
 - 上記の監視記録の保存及び記録の改ざん防止のための措置
 - 主務府省又は認定作成事業者による監督のための監視記録の確認に関する手続

(4) 分析成果物の外部への持出し（新GLIV-14-3-4参照）

- ✓ 仮名加工医療情報をを利用して行った分析の結果から得られた成果物（中間成果物を含む。）を外部に持ち出す場合には、仮名加工医療情報の漏えい等事態や仮名加工医療情報の第三者提供に該当することのないよう留意する必要がある。
 - この点、仮名加工医療情報から作成された統計情報や、仮名加工医療情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）については、特定の個人との対応関係が排斥される限度で「個人に関する情報」に該当しないため、成果物として管理・取扱区域の外部に持ち出し第三者に提供することが可能。
- ✓ 成果物の外部への持出しを行う場合には、仮名加工医療情報を提供した認定作成事業者による監督の下で、当該認定作成事業者との事前の取決めに従い、適切な措置を講じる必要がある。
 - 例えば、認定作成事業者による成果物の事前確認及び持出しの許可が考えられるが、必ずしもこのような対応を必須とするものではなく、成果物の内容・性質・規模や持出し後の用途（組織内の利用か一般への公表が想定されるか等）に応じて適切に事前の取決めを行い、当該取決めに基づく措置を実施すれば足りる。

（5）復元不可能な手段での消去又は廃棄（新GLIV-14-3-5参照）

【I型認定の場合】

- ✓ 仮名加工医療情報の保有については、認定事業を実施するために必要な範囲で最小限度とすることが求められることから、仮名加工医療情報の提供に当たっては当該情報の利用の態様に十分配慮して必要な保有期間を取り決める必要がある。
- ✓ そして、当該保有期間の終了後には、漏えい等事態が生じないよう、次に掲げる措置を講じることを求める。

- **復元不可能な手段による仮名加工医療情報の消去又は当該情報が記録された機器の廃棄**（例えば、専用のツール又はコマンドの実行、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）によって安全性が確認された暗号アルゴリズムを用いた暗号化消去（P）、物理的な破壊等）
- 上記の消去又は廃棄に関する記録の作成及び保存並びに認定作成事業者への報告

【II型認定の場合】

- ✓ 認定利用事業者は、認定作成事業者が管理するVisiting環境においてのみ仮名加工医療情報を取り扱うこととなることから、予め認定作成事業者により定められたポリシーに則り、適切な利用期間を設定するとともに、**当該期間経過後には、認定作成事業者の監督の下で、利用を終了するための適切な措置を実施すること**を求める。

（1）仮名加工医療情報を処理できる者の限定（新GLIV-14-4-1参照）

【I型認定の場合】仮名加工医療情報を取り扱う施設設備に不特定多数人がアクセスする環境では、漏えい等事態を生じるおそれがあるため、取扱者の認証等を適切に行うために、認定事業管理情報等を取り扱う機器について必要最小限のアクセス権限を付与するとともに、アクセス権限の付与を受けた取扱者を識別し、かつ、認証した上で、必要最小限の操作を認可するよう設定し、かつ、管理する措置を講じることを求める。その際の具体的な手段としては、例えば以下が考えられるが、最新の技術動向を踏まえた合理的な水準を確保できるよう、適切な認証等を実現する必要がある。

- ・ アクセス権限の付与及びパスワードの利用に関するポリシーの設定
- ・ アクセス権限の付与を受ける取扱者の限定及び取扱者の識別のためのユーザIDの付与
- ・ 生体を含む2要素以上の手法（例えば、顔、指紋、静脈、ICカード、パスワード等）による個々の取扱者の認証
- ・ 個々の取扱者に係る一定の回数を超える認証の失敗に際してのユーザIDの効力の停止
- ・ 個々の取扱者に認可される操作の限定

【II型認定の場合】認定作成事業者より付与された認証情報を、定められたポリシーに則り、適切に管理及び利用することを求める。

（2）不正アクセス行為の防止（新GLIV-14-4-2参照）

【I型認定の場合】仮名加工医療情報を取り扱う施設設備についてサイバー攻撃等の不正アクセス行為に対して脆弱性を抱える環境では、漏えい等事態を生じるおそれがあるため、①仮名加工医療情報を取り扱う機器のネットワークにおける不正なアクセス（不要なアクセスを含む。）を制御する措置、及び、②仮名加工医療情報を取り扱う機器における脆弱性に対応する措置を講じることを求める。②の具体的な手段としては、例えば、以下の事項を実施することが考えられるが、最新の技術動向を踏まえた合理的な水準を確保できるよう、適切な措置を講ずる必要がある。

- ・ オペレーティングシステム（OS）、ミドルウェア（DBMS）、アプリケーション等のソフトウェア及びファームウェアについて、サポート期限等を定期的に把握した上で、その影響を評価した結果に基づき、必要かつ適切なバージョンアップを実施する等の対策
- ・ これらのソフトウェア及びファームウェアについて、脆弱性の有無を定期的に確認した上で、その影響を評価した結果に基づき、必要かつ適切なセキュリティパッチを適用する等の対策
- ・ ウイルス対策ソフトウェアの利用及びそのパターンファイルの定期的な更新
- ・ 不要なソフトウェアの動作（起動を含む。）の停止
- ・ 組織として許可されないソフトウェアの導入の防止

【II型認定の場合】認定作成事業者から利用を許可又は貸与された機器を、認定作成事業者との事前の取決めに基づき定められたポリシーに則り、適切に利用することを求める。

(3) 電子計算機及び端末装置の動作の記録並びに操作の検知及び制御（新GLIV-14-4-3参照）

【I型認定の場合】仮名加工医療情報を取り扱う電子計算機及び端末装置を始めとする機器については、動作（アクセスを含む。）の履歴（ログ）の記録が、不正アクセスの検知、漏えい等事態に関する原因の究明等に資する重要な情報となることから、これらの機器の動作の履歴については、ログを2年以上保存し、ログの改ざん又は不正な消去を防止した上で、基幹系システム及び端末装置の動作の履歴に関するログの収集、監視及び分析を定期的に実施することが求められる。そこで、申請書類においては、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。

- ・ ログを保存する措置
- ・ ログの改ざん又は不正な消去を防止する措置
- ・ ログの収集、監視及び分析を定期的に実施する措置
- ・ 通常想定されない操作を検知し、それに応じて操作を制御する措置

【II型認定の場合】認定作成事業者から利用を許可又は貸与された機器を、認定作成事業者との事前の取決めに基づき定められたポリシーに則り、適切に利用することを求める。

(4) 電気通信回線との接続に伴う漏えい等の防止（新GLIV-14-4-4参照）

【I型認定の場合】仮名加工医療情報の送受信や移送に際しては、データの機密性、完全性及び真正性を確保する必要があることから、以下の措置を講じることを求める。

- ・ 電気通信による方法で仮名加工医療情報を送受信する場合（認定利用事業者内で物理的に離れた区域に送受信する場合を含む。）には、専用線等※を用いて安全性が確保された手段によること。
※ 専用線を用いる方法のほか、例えば、仮想的に他のネットワーク環境と分割されたLAN、暗号化を併用したIP-VPNサービス若しくは広域イーサネットに用いられる仮想専用線又は政府推奨暗号を用いた暗号化を併用した高度なインターネットVPNに用いられる仮想専用線等であって、専用線と同等の安全性が確保されると認められるものを用いる方法が考えられるが、最新の技術動向を踏まえた合理的な水準を確保できるよう、適切な方法による必要がある。
- ・ 仮名加工医療情報を取り扱う機器について、データの機密性、完全性及び真正性が確保されるよう適切な構成とすること（例えば、以下のような措置を講ずることが考えられるが、最新の技術動向を踏まえた合理的な水準を確保する必要がある）。
 - 認定作成事業者からの受信専用の「一次受信サーバ」と、仮名加工医療情報の保存、操作及び解析等の用に供する「解析サーバ」とを置き、両者の間は専用線等で接続するなど、オープンなネットワーク環境へのアクセスを必要最小限にとどめ、不正又は不要なアクセスを制御する措置
- ・ 仮名加工医療情報に係るデータ及びストレージ等を適切に暗号化すること。
- ・ ソフトウェア等の更新を適切に実施すること。

【II型認定の場合】認定作成事業者との事前の取決めに基づき定められたポリシーに則り、仮名加工医療情報の送受信又は移送を適切に行い、かつ、認定作成事業者から利用を許可又は貸与された機器を適切に利用することを求める。

(1) 共同利用の場合における安全管理の確保（新GLIV-14-5-1参照）

✓ 認定利用事業者間での仮名加工医療情報の共同利用は、仮名加工医療情報の第三者提供禁止の原則の例外として特別に認められるものであることを踏まえ、**共同利用を行う場合は、共同利用に係る安全管理に関する責任の所在を明確にした上で、必要かつ適切な措置を講じる必要**がある。

✓ その一環として、共同利用を実施する全ての認定利用事業者及び当該共同利用に係る仮名加工医療情報の提供を行った認定作成事業者の間で、以下の事項を取り決める必要がある（次頁参照）。

- ① 共同して利用する**事業者の範囲**及び利用する**仮名加工医療情報の項目**
- ② 共同利用者のうち、仮名加工医療情報の管理について責任を有する認定利用事業者（「**責任事業者**」）**の名称**
- ③ 各共同利用者における仮名加工医療情報の**取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先**
- ④ 共同利用する仮名加工医療情報の取扱いに関する事項
- ⑤ 共同利用する仮名加工医療情報の取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置
- ⑥ 共同利用する仮名加工医療情報に関する漏えい等事態その他の事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- ⑦ 共同利用を**終了する際の手続**

※ 共同利用に係る安全管理に関する責任の所在について主務府省があらかじめ把握しておく観点から、認定申請の際には、**共同利用の予定の有無及び共同利用を実施する場合の責任事業者の名称を明らかにし、主務府省に届け出る必要があること**とするが（共同利用者の追加・変更に伴い責任事業者が変更となる場合には変更の届出が必要となる。）、それ以外の事項については、事前の認定・届出事項ではなく、認定作成事業者の監督の下で適切に実施する必要がある。

- 認定利用事業者間での仮名加工医療情報の共同利用は、仮名加工医療情報の第三者提供禁止の原則の例外として特別に認められるものであることに鑑み、以下の規律を設ける（新GLIV-4-2及びIV-14-5-2参照）。

法律事項

「他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間で共同して利用される仮名加工医療情報が当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合」は第三者提供禁止の例外（新法第43条第2項第2号）

省令・GLの記載事項

想定事例

- ① 海外も含むグループ会社間で仮名加工医療情報を共有する場合
- ② 複数の研究機関・民間企業等が共同で特定の研究開発プロジェクトを実施する場合
- ③ CRO (Contract Research Organization : 医薬品開発業務受託機関) 等の他企業に分析業務等の研究開発プロジェクトの一部を分担させる場合 等
※上記いずれの場合においても、認定利用事業者間の共同利用のみが認められており、認定を受けていない者との共同利用は認められない点に要留意。

利用可能な範囲

- 各認定利用事業者は、それぞれが主務府省の認定を受けた「利用の方法」(IV.①参照)の範囲内で共同利用を行う必要があり、また、共同利用を行うことも含めて、認定作成事業者の審査を受け、かつ、認定作成事業者の監督下において利用する必要がある。
 - 主務府省の認定に係る審査と認定作成事業者による提供に係る審査との適切な役割分担の観点から、個別・具体的な研究開発プロジェクトにおける共同利用先の必要性・適切性については認定作成事業者が審査するものとし、認定作成事業者の承認を受けた範囲内でのみ共同利用が可能なものとする。
- ※ ただし、共同利用に係る安全管理に関する責任の所在について主務府省があらかじめ把握しておく観点から、共同利用の予定の有無及び共同利用を実施する場合の責任事業者の名称については事前の届出事項とする（前頁参照）。

共同利用者間の合意事項

- 認定作成事業者及び認定利用事業者における仮名加工医療情報の安全管理措置（省令事項）の一環として、共同利用を行う場合、認定作成事業者及び共同利用を実施する全認定利用事業者の間で、①共同して利用する事業者の範囲及び利用する仮名加工医療情報の項目、②共同利用者のうち責任事業者の名称等の事項を取り決める必要があるものとする（前頁参照）。

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯

2. 仮名加工医療情報

- ① 概要
- ② 認定利用事業者に係る規律
- ③ 認定作成事業者に係る規律
- ④ 手続き

3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結

4. その他

ガイドライン案 Ⅱ.認定作成事業者編 改正のポイント

① 仮名加工医療情報の作成のための医療情報の加工の基準 (法第35条第1項関係)

- ✓ 主務省令で定める加工の基準を次の通りとした上で、その解釈については、個情法及び同法ガイドライン（個情法GL）で示されている「仮名加工情報」に係る考え方と同様の考え方を探ることを明らかにする（補足資料38頁）。（1）医療情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。（2）医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。（3）医療情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ✓ 上記の基準について、仮名加工医療情報のユースケースを踏まえ、画像情報も含めて、想定される加工の事例を明らかにする。

② 認定作成事業者による認定利用事業者に対する仮名加工医療情報の審査・提供・監督等のあり方

(法第40条において準用する第9条第3項第3号及び第4号並びに第21条関係)

- (1) 仮名加工医療情報の提供の際の認定作成事業者による審査に関して、認定作成事業者の設置した審査委員会による倫理的・科学的観点からの審査等の規律を設ける（匿名加工医療情報の提供の際も同様）（補足資料39-40頁）。
- (2) 認定作成事業者が認定利用事業者に対して仮名加工医療情報を提供する際の提供の方法や、提供後の認定作成事業者による監督については、認定作成事業者における安全管理措置の一環として、両者において取り決めるべき事項やVisiting環境の整備等についての考え方を示し、認定利用事業者に対する仮名加工医療情報の提供・利用の際に適正な取扱いが確保されることを求める（補足資料41-43頁）。

③ 認定作成事業者におけるクラウド利用に係る考え方の整理 ((法第40条において準用する) 第9条第3項第3号及び第4号並びに第21条関係)

- ✓ 従前実施していた新規・変更の認定に際しての現地確認等に係る考え方を改めて整理し、現地確認又はそれに代わる書面により物理セキュリティも含めた管理体制の十分性が確認可能であること等、必要な要件を満たしている場合にはクラウドサービスを利用することも許容されることを明確化する。
- ✓ なお、上記の考え方については、認定利用事業者においても同様とする。

ガイドライン案 Ⅱ.① 仮名加工医療情報の作成のための医療情報の加工の基準について

補足資料

- 仮名加工医療情報の加工の要件である「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」情報に該当するか否かについては、個別の事例ごとに判断する必要があるが、認定作成事業者及び認定利用事業者の予測可能性の観点から、法第35条第1項の主務省令で定める基準及び想定される事例を以下のとおり示す（新GL I -3-3及びII -25-2参照）。

省令事項①： 医療情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

【想定される事例（注1）】

項目	加工の一例
氏名	削除又は他の記述等への非可逆な置き換え
住所	単体又は組合せにより特定の個人を識別されることのないよう番地の削除等の加工を行う（当該地区の人口や住所の区分等の地域的な特性も踏まえ加工の程度を判断する）
生年月日	変更なし
画像情報 映像情報	DICOM画像等における属性情報・メタデータ等の付随情報や画像・映像の中に含まれる文字情報については、その内容に応じて他の項目と同様に処理する 顔画像・映像、立体再構成により顔画像を得ることができ当該画像単体又は組合せにより特定の個人を識別可能な画像については、単体又は組合せにより特定の個人を識別されることのないよう加工を行う（注2）
身長・体重、アレルギー、疾患名、投薬・処置情報、検査値等	変更なし
電子カルテに含まれる所見情報 その他のテキスト情報	単体又は組合せにより特定の個人を識別されることのないよう、テキスト情報の内容に応じて他の項目と同様に処理する

（注1）本事例は法律上の要件を満たすために必要と考えられる場合の一例であり、実際に講すべき措置は個別の事例ごとに判断する必要がある。例えば、氏名の削除後、当該医療情報に含まれる他の記述等により、なお他の情報と照合せずとも特定の個人を識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるよう加工する必要がある。また、上記の加工により「仮名加工医療情報」に該当することとなった情報についても、個人の権利利益の侵害のリスクを低減する観点から、認定利用事業者における医療分野の研究開発のために必要でない情報については、追加的な削除又は加工を行うことが望ましい（例えば、成人を対象とする医療分野の研究開発を目的とする場合において、生年月日の情報を生年の情報に置き換えるなど）。

（注2）CTやMRI画像に含まれる顔面の表面情報については、顔画像と比較して情報量が相当程度減少すると考えられることから、必ずしも顔画像と同様に扱う必要はなく、単体又は組合せにより特定の個人を識別可能でない場合には、加工は不要であると考えられる。

省令事項②： 医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

省令事項③： 医療情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 仮名加工医療情報の提供の際の認定作成事業者による審査について、概要以下のとおりの規律を設ける（匿名加工医療情報の提供の際の審査についても同様）（新GL II-4-2-7参照）。

省令
事項

仮名加工医療情報の提供の是非の判断に際して、基本方針に照らし、仮名加工医療情報が医療分野の研究開発に資するために適切に取り扱われることについて適切に審査するための体制を整備していること。

GLの
記載
事項

審査委員会の設置

- 認定作成事業者は、認定利用事業者等に対して仮名加工医療情報を提供する際は、個別具体的な研究開発における仮名加工医療情報の利用の目的・内容を明らかにさせた上で、認定作成事業者が設置した審査委員会による審査を行う。

【審査委員会における審査の内容】

- ① 利用の目的が基本方針に照らして適切な日本の医療分野の研究開発に資するものか
- ② 利用の内容が倫理的・科学的に妥当か
- ③ 提供の内容（提供する仮名加工医療情報の項目を含む。）及び方法が法・規則等に照らして妥当か 等

【審査委員会の構成】

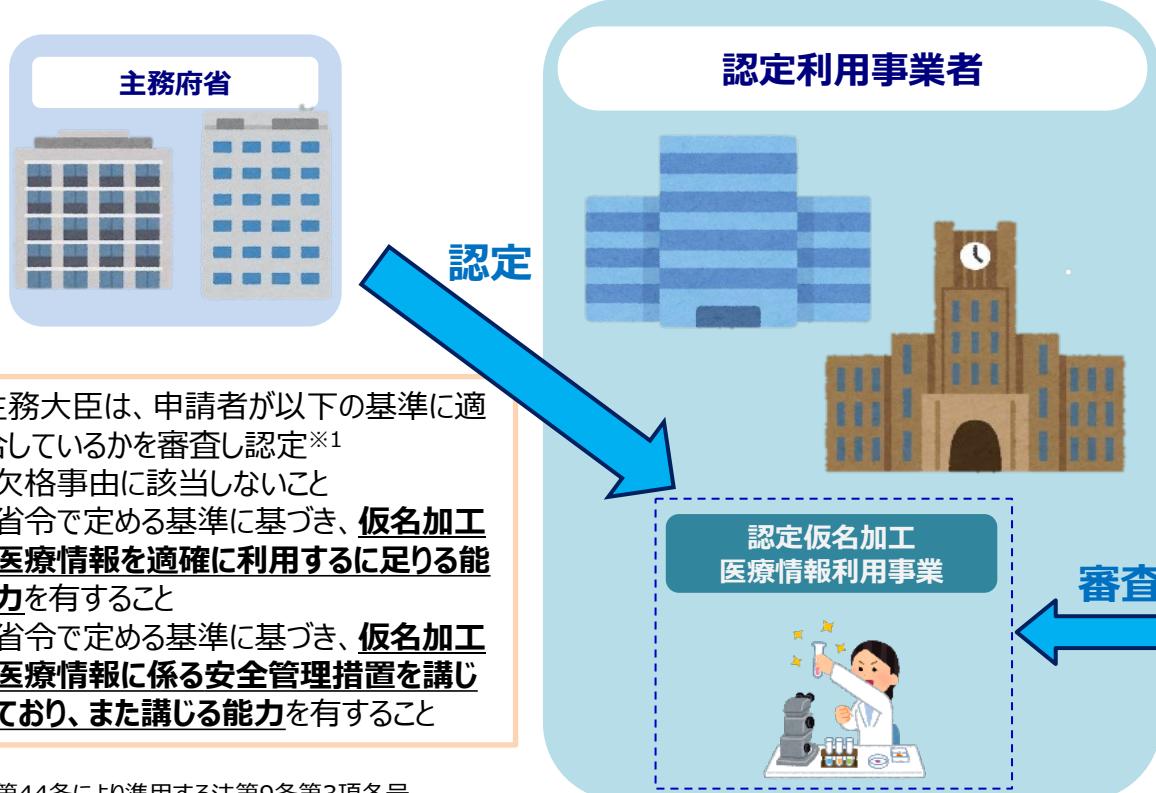
- ① 5名以上の男女両性を含む委員により構成されること
- ② 自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者、患者又はその遺族の観点を含む一般の立場で意見できる者をいずれも含むこと
- ③ 認定作成事業者の役員・従業者でない委員を2名以上含むこと
- ④ 認定事業に従事する者を含まないこと 等

審査委員会による審査の実施

- 認定作成事業者は、認定利用事業者又は認定利用事業者となろうとするものから申請があつた場合、審査委員会において迅速且つ適正に審査を行い、当該審査の結果に従い仮名加工医療情報の提供を行い、又は、仮名加工医療情報の提供をしない旨を決定する。
- なお、本法の定める手続に従い、仮名加工医療情報の提供を行う場合や、提供を受けた仮名加工医療情報のみを利用して研究開発を行う場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（倫理指針）の適用対象外となり、認定作成事業者又は認定利用事業者において、倫理指針で定める倫理審査委員会の承認を改めて得る必要はない

<【参考】主務大臣と認定作成事業者による審査に係る基本的な考え方>

- 主務大臣は、認定利用事業者となろうとする者が法定の要件を満たしているかという観点から、仮名加工医療情報を利用する事業における、一般的な仮名加工医療情報の利用の能力や安全管理措置を講じる能力等を審査し認定※1（個別・具体的な研究内容に対する審査を行うことは想定されない）
- 認定作成事業者は、認定利用事業者における具体的な研究内容を前提に、仮名加工医療情報が、基本方針に照らして、「医療分野の研究開発に資するために適切に取り扱われ」るものであるかについて、科学的・倫理的観点から妥当性・適切性を審査した上で提供を実施



- 認定作成事業者が設置する審査委員会（外部有識者等により構成）において、以下の事項等を審査
 - ✓ 利用の目的が基本方針に照らして適切な日本の医療分野の研究開発に資するものであるか
 - ✓ 利用の内容が倫理的・科学的に妥当であるか
 - ✓ 提供の内容及び方法が法・規則等に照らして妥当であるか

※1 新法第44条により準用する法第9条第3項各号

- 認定利用事業者における複数種類の認定制度も踏まえ、認定作成事業者が認定利用事業者に対して仮名加工医療情報を提供する際の取決め事項や提供の方法について、概要以下のとおり規律を定める（新GL II-25-4-1-1参照）。

- ✓ 現行法においては、認定作成事業者に対して、その安全管理措置の一環として、匿名加工医療情報取扱事業者との間の契約において、「匿名加工医療情報取扱事業者による当該匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置」を適正に講じることが求められており（規則第6条第5号二）、また、現行GLにおいては、適正な取扱いの確保のために必要な認定作成事業者と匿名加工医療情報取扱事業者との間で取り決めるべき事項に関する考え方等が示されている。
- ✓ そこで、仮名加工医療情報に関しても、現行法における上記の規律を踏まえ、主務省令において、認定作成事業者における安全管理措置の一環として、認定利用事業者に対する仮名加工医療情報の提供の際に適正な取扱いが確保されることを求める。
- ✓ また、GLにおいて、認定作成事業者における安全管理措置の具体的な内容として、仮名加工医療情報の提供に際しては、認定利用事業者が I 型認定※1・II 型認定※2のいずれの認定を取得するかも踏まえた上で、認定作成事業者と認定利用事業者との間で少なくとも以下の事項を取り決める必要があるとの考え方を示す。
 - ① 少なくとも以下の事項を含む仮名加工医療情報の利用条件及びそれに応じた安全管理措置
 - **利用目的**
 - **利用範囲**（例えば、仮名加工医療情報を取り扱う者、仮名加工医療情報を取り扱う場所等）
 - **利用内容**（例えば、提供する仮名加工医療情報の内容等）
 - **提供方法**（例えば、電気通信による方法、可搬記録媒体を用いる方法、VDI(Virtual Desktop Infrastructure)接続基盤を用いる方法、オンラインセンターにおいて利用する方法等）
 - **利用形態**（例えば、認定利用事業者独自の解析ツール・データの持込みや、成果物（中間成果物を含む。）の持出しに関する事項等）
 - **利用期間及び利用終了時の措置**（例えば、仮名加工医療情報の消去、廃棄等）
 - ② 認定作成事業者による、認定利用事業者に対する、仮名加工医療情報の利用条件及びそれに応じた安全管理措置の遵守状況に関する定期的な監督（次々頁参照）
 - ③ 他の認定利用事業者との**共同利用及びそれに応じた安全管理措置に関する、認定作成事業者の承諾及び契約等の締結**（34-35頁参照）
 - ④ 上記の各事項に違反する仮名加工医療情報の取扱いが生じた場合の措置と制裁（例えば、利用の停止、氏名又は名称の公表等）

※1 認定作成事業者から提供を受けた仮名加工医療情報について、認定利用事業者が自らの整備した環境下に保存することを可能とする場合の認定（20頁参照）

※2 認定作成事業者等が整備したVisiting環境（オンライン環境、リモートアクセス環境等）でのみ仮名加工医療情報を利用できるとする場合の認定（20頁参照）

- ✓ さらに、現行GLにおいては、認定匿名加工医療情報作成事業者は、その安全管理措置の一環として、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の提供の際には、①電気通信により送信する場合には専用線等（IP-VPNサービスに用いられる仮想専用線その他これと同等の安全性が確保されると認められるものを含む。）を用いる必要があること、②データの機密性、完全性及び真正性を確保する必要があること等の考え方方が示されている。
- ✓ そこで、仮名加工医療情報の提供に際しても、上記の現行GLと同等の基本的な考え方を示した上で、当該考え方に対応した具体例として、I型認定・II型認定の区別も念頭に置きつつ、認定作成事業者において満たすべき要件に関して以下のような一定の事例や留意点を明らかにする（新GL II-25-4-1-2参照）。
 - ① **電気通信による提供**：認定作成事業者が認定利用事業者に仮名加工医療情報を提供する、又は、認定作成事業者が管理する仮名加工医療情報に認定利用事業者がアクセスするために使用する回線は、専用線等（IP-VPNサービスに用いられる仮想専用線その他これと同等の安全性が確保されると認められるものを含む。）を用いること
 - ② **電気通信によらない方法（可搬記録媒体等）での提供**：認定作成事業者が認定利用事業者に仮名加工医療情報を提供する際に、電気通信によらない方法で移送するときは、セキュリティサービス等を用いることにより、配達の記録を保存するとともに、配達の状況を追跡する可能性（トレーサビリティ）を確保すること
 - ③ **サーバ構成**：認定作成事業者は医療情報を取り扱う領域と仮名加工医療情報を取り扱う領域とを区分すること。また、認定作成事業者において、認定利用事業者が解析サーバにアクセスするためのVDI接続基盤を構築する場合、認定利用事業者が認証された解析サーバ内の領域のみにアクセスできる構成を構築すること
 - ④ **Visiting環境（オンサイト環境、リモートアクセス環境等）を構築する場合の技術的な安全管理の要件**：
 - **利用事業者の認証方法**：VDI接続基盤利用時には、生体を含む二要素認証を必須とすること
 - **ログの保存**：アクセスログ・操作ログを保存する機能を備えること
 - **暗号化**：認定作成事業者は、解析サーバ内に保存されたデータ、解析サーバから認定利用事業者が利用する端末への伝送中のデータを暗号化すること
 - **設定**：データのダウンロード・アップロードやスクリーンショット・印刷を禁止する設定を行うこと

ガイドライン案 II.②(2) 認定作成事業者による認定利用事業者に対する監督のあり方

補足資料

- 認定作成事業者における認定利用事業者に対する監督については、個別法における委託元による委託先に対する監督の規律を踏まえ、省令及びGLにおいて概要以下の規律を設ける（新GL II-25-4-2参照）。

省令事項

認定作成事業者が、提供した仮名加工医療情報について適切な取扱いが行われるよう、認定利用事業者に対して必要かつ適切な監督を行う体制を備えていることを、認定作成事業者における安全管理措置の一環として規定。

両者間の取決め

- 認定作成事業者は、認定利用事業者との間で、認定作成事業者による認定利用事業者に対する仮名加工医療情報の利用条件及びそれに応じた安全管理措置の遵守状況に関する定期的な監督（例えば、必要に応じて仮名加工医療情報を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法での監督、名簿の管理、利用終了時の措置等）について取決めを行うこととする。

GLの記載事項

監督義務の履行

- 認定作成事業者は、上記の取決めに基づき、認定利用事業者に対して、適切な方法により、定期的な監査を実施する必要があり、また、そのための体制を整備することが必要となる。
- 定期的な立入検査・実地検査までを求める趣旨ではないが、必要に応じて行えるように取り決めておくことが望ましい。
- 認定利用事業者において仮名加工医療情報の取扱者に変更・追加があった場合には、認定利用事業者より報告を受けることにより、認定作成事業者が取扱者の適格性の確認と名簿の管理を行う。
- 仮名加工医療情報及び成果物（中間成果物を含む。）の利用終了時は、例えば以下のような形で、利用終了が確実に行われたことを認定作成事業者が確認する。
 - 【I型認定の認定利用事業者の場合】認定作成事業者は、認定利用事業者における消去の状況を管理・確認し、その記録を保管すること
 - 【II型認定の認定利用事業者の場合】認定作成事業者は、認定利用事業者によるVisiting環境上の当該データおよびスクリプトの消去の状況を管理・確認し、又は、認定作成事業者の権限と責任により当該データおよびスクリプトを消去し、その記録を保管すること。
- さらに、II型認定を取得する認定利用事業者に対しては、例えば、認定利用事業者のアクセスログ等の利用状況を監視し、想定されない利用（例：外部記憶媒体の接続、データの利用量やアクセス頻度が異常な水準となったこと等）が生じた場合の検知・制御体制を整備し運用することが必要となる。
- また、認定作成事業者は、認定利用事業者からの要望（独自データと仮名加工医療情報を合わせた解析、独自の解析ツールの使用、成果物の持出しなど）について確認の上、可否や方法的回答を行い、必要な対応を行う。

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯

2. 仮名加工医療情報

- ① 概要
- ② 認定利用事業者に係る規律
- ③ 認定作成事業者に係る規律
- ④ 手続き

3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結

4. その他

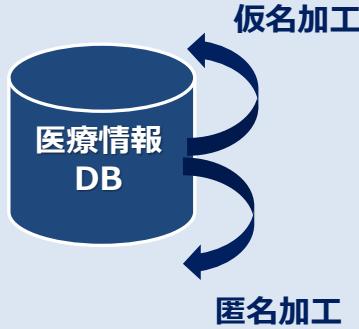
匿名加工/仮名加工医療情報提供の流れ（概略）

- 認定作成事業者は、利活用者の研究開発ニーズ等を踏まえ、適切な匿名加工/仮名加工医療情報を作成し、認定作成事業者に設置される委員会の審査を経て、利活用者に提供します。
- 匿名加工/仮名加工医療情報については、認定事業者と利活用者との間の契約により、適切な安全管理措置が確保される範囲内において利活用しなければなりません。
- 仮名加工医療情報の場合は、利用事業者はまず、認定作成事業者に認定取得の相談を行い、その後国への認定申請も必要となります。

認定作成事業者



審査委員会



仮名加工医療情報の提供

①認定取得相談

- 主務府省に利用者認定の申請をする前に、認定作成事業者に相談
- その後、主務府省に申請し、認定を取得する。

②提供の事前相談

③契約

④仮名加工医療情報の提供

⑤対価支払

利活用者 (認定要取得)



(参考) 匿名加工医療情報の提供

①事前相談

②契約

- 匿名加工医療情報の利用目的、利用形態、利用範囲等の利用条件の明確化（利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去。）
- 匿名加工医療情報であることの明示 等

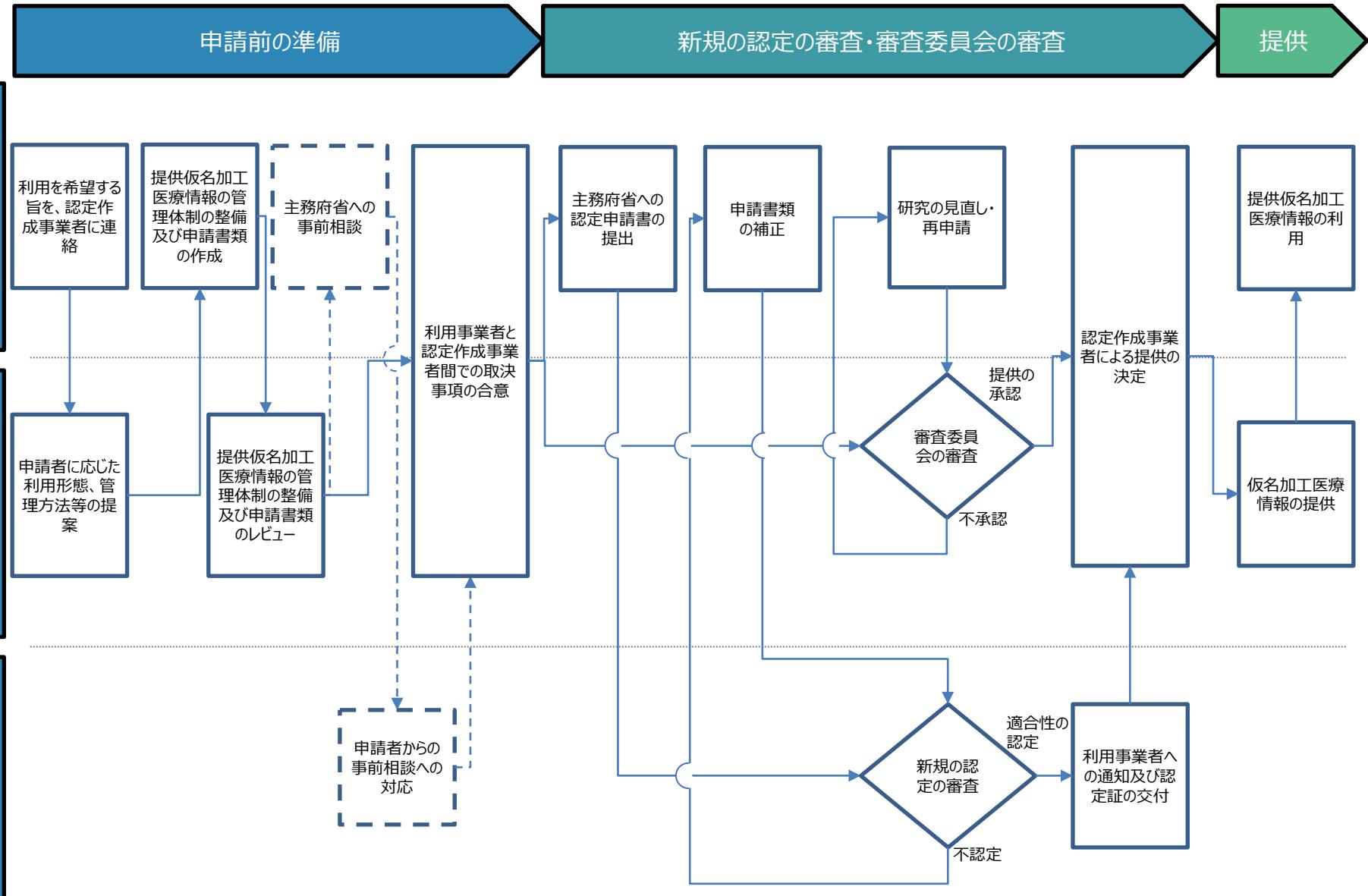
③匿名加工医療情報の提供

④対価支払

利活用者 (認定不要)



(参考) 仮名加工医療情報利用の利用フロー



(参考) I型認定、II型認定で必要となる提出書類の比較

	I型認定	II型認定	
申請・認定の要件に関する差異	新規の認定の標準処理期間	4か月	2か月
	提出が必要な安全管理措置に係る書類		
	組織的	① 提供仮名加工医療情報の安全管理に係る基本方針に関する書類 ② 安全管理責任者の配置に関する書類 ③ 取扱者の権限及び責務並びに業務に関する書類 ④ 漏えい等事態に際しての事務処理体制に関する書類 ⑤ 安全管理措置に関する規程の策定・実施・評価・改善に係る書類	
	人的	⑥ 提供仮名加工医療情報の適切な取扱いの確保に関する書類 ⑦ 取扱者に対する教育及び訓練に関する書類	
	物理的	⑧ 施設設備の特定に関する書類 ⑨ 施設設備への入り及び機器の持込みの管理及び制限に関する書類、 ⑩ 機器の紛失若しくは盗難又は不正な持出しの防止等に関する書類 ⑪ 分析成果物の外部への持出しに関する書類 ⑫ 復元不可能な手段での消去又は廃棄に関する書類	⑯ 認定作成事業者等から利用を許可又は貸与された端末装置等の安全管理措置に係る管理及び責任の所在が分かる書類 を提出する場合は、 ⑨及び⑪～⑯の書類の提出は不要※ ⑯ 認定作成事業者等から利用を許可又は貸与された端末装置等の安全管理措置に係る管理及び責任の所在が分かる書類 を提出する場合は、 ⑧～⑯の書類の提出は不要※
	技術的	⑬ 提供仮名加工医療情報を処理できる者の限定に関する書類 ⑭ 不正アクセス行為の防止に関する書類 ⑮ 電子計算機及び端末装置の動作の記録並びに操作の検知及び制御に関する書類 ⑯ 提供仮名加工医療情報の送受信又は移送に伴う漏えい等の防止に関する書類	
	その他の措置	⑰ (共同利用を実施する場合) 共同利用の場合における安全管理の確保に関する書類	
利用時の差異	端末装置・システム	認定利用事業者自らが整備したシステムを利用可能	認定作成事業者等が貸与又は使用を許可した端末装置から、認定作成事業者等が整備するリモートアクセス環境を利用
	独自データ	認定作成事業者と取り決めた範囲において、利用可能	認定作成事業者と取り決めた範囲において、監督の下、確認と許諾を受けた範囲で利用可能
	独自ツール	認定作成事業者と取り決めた範囲において、利用可能	

※認定作成事業者等の管理及び責任の下で安全管理措置の一部又は全部が講じられることになることから、一部又は全部を省略することができる

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯
2. 仮名加工医療情報
3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結
4. その他

NDB等の公的データベースとの連結

■ NDB等の公的データベースとの連結

- 次世代法に基づく匿名加工医療情報と、公的DB（NDB、介護DB、DPCDB）との連結解析を可能とすることを予定しています。（※仮名加工医療情報とは連結できません。）

次世代法認定事業者の データベース



情報の内容

電子カルテ情報などから診療の多様な
アウトカム情報を収集（検査値など）

情報の量

急性期病院を中心に全国118の協力医療
機関など約300万人分

※令和5年12月時点

匿名加工医療情報

連結可能な
状態で提供

匿名医療保険等関連情報

※介護DBなど他のDBとも連結解析を可能化

NDB (National DataBase)



情報の内容

レセプト（診療内容や投薬内容等のみ）
特定健診等情報（検査値、問診票等）
今後、死亡情報も収集予定

情報の量

ほぼ全ての国民のデータ延べ約250億件

※令和5年6月時点

医療情報を活用した研究の可能性が更に拡大

（例：次世代法認定事業者がデータを保有する病院を受診する前後の、他の診療所等での受診が把握できる 等）

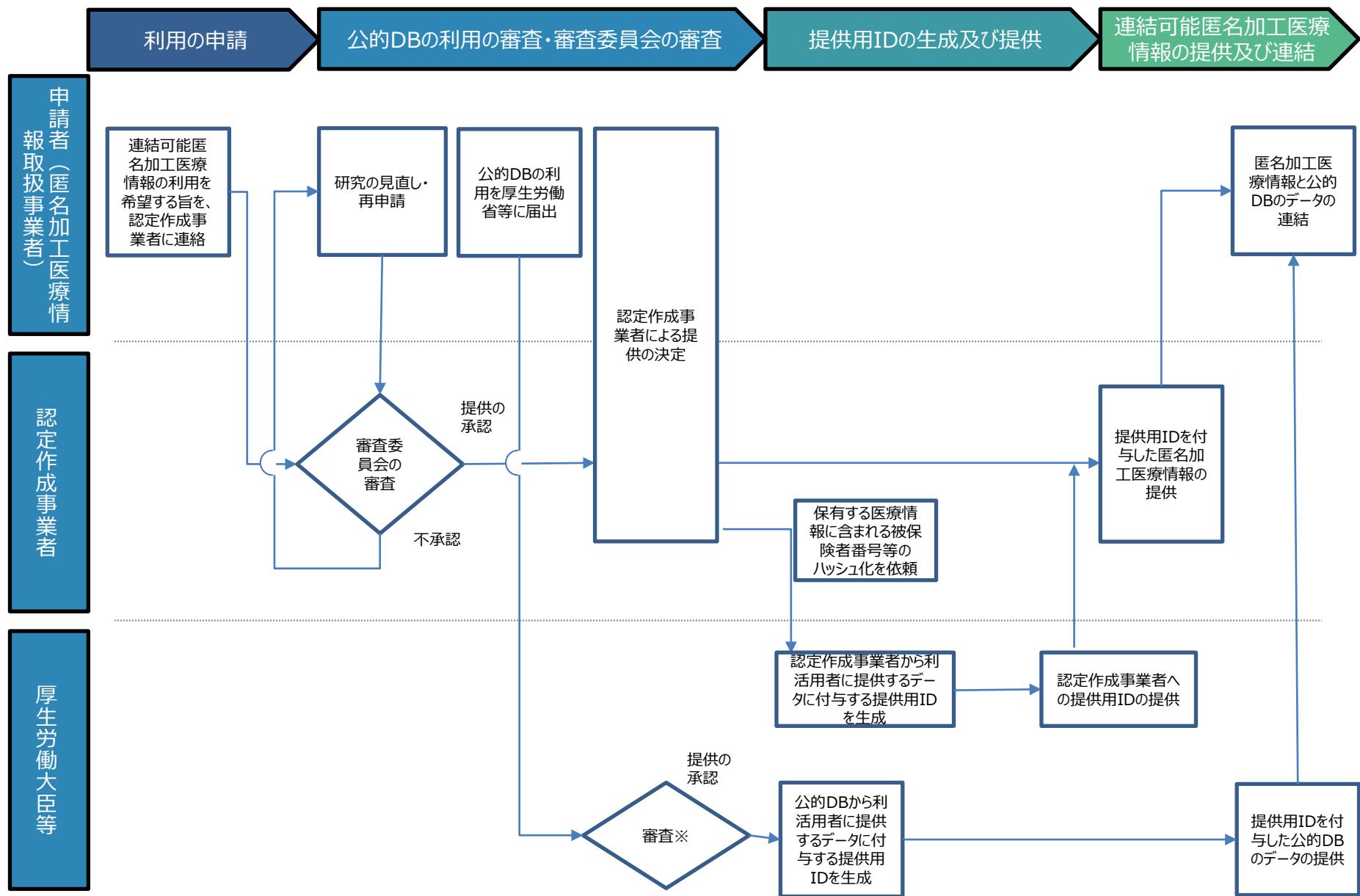
連結可能匿名加工医療情報の利活用にあたっての制度概要

- 「連結可能匿名加工医療情報」（連結キーが付与されており、NDB・介護DB・DPCDBのデータと連結して解析が可能な匿名加工医療情報）を認定作成事業者から提供される場合も、基本的に「匿名加工医療情報」のルールが適用され、**連結可能匿名加工医療情報の利用においても、国による認定取得は不要です。**
- 一方で、通常の匿名加工医療情報との相違点としては、連結可能匿名加工医療情報の利活用にあたっては、**NDBのデータ利用にあたって求められるのと同程度の安全管理措置義務が規定**されています。
- なお、連結する先の公的DBのデータについては、**認定作成事業者の委員会での審査終了後に、別途、利活用者から厚労大臣に申請が必要**です。また、公的DBからの提供にあたっては、各公的DB所定の基準に基づく審査が必要となり、また各DBごとに定められた法令の順守が必要です。（申請フローの概要については次頁参照）

【ガイドライン第Ⅲ編（匿名加工医療情報取扱事業者編）の概要】

1. 位置付け
2. 匿名加工医療情報取扱事業者
 - 本人を識別する行為の禁止 等
3. 匿名医療保険等関連情報等との連結
 - (1) 匿名医療保険等関連情報等との連結
 - (2) 厚生労働大臣等への連結のために必要な情報の提供の求め 等
4. 連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する規制
 - (1) 本人を識別する行為の禁止
 - (2) 消去
 - (3) 安全管理措置
 - 組織的安全管理措置
 - 人的安全管理措置
 - 物理的安全管理措置
 - 技術的安全管理措置
 - その他の措置
 - (4) 従業者の監督
 - (5) 従業者等の義務

(参考) 連結可能匿名加工医療情報の利用フロー



※公的DBのデータ提供を受けるにあたっては、各公的DB所定の基準に基づく審査が必要となる。

(参考) 次世代医療基盤法データベースと連結可能な公的データベース

保有するデータの区分	国が保有するデータベース								認定DB	PMDA等が保有するDB	
	匿名データベース				顕名データベース						
データベースの名称	N D B (匿名医療保険等関連情報データベース) (平成21年度~)	介護 D B (介護保険総合データベース) (平成25年~)	D P C D B (匿名診療等関連情報データベース) (平成29年度~)	予防接種DB (予防接種データベース) (構築中)	障害福祉DB (障害福祉サービスデータベース) (令和5年度~)	全国がん登録D B (全国がん登録データベース) (平成28年~)	難病 D B (指定難病患者データベース) (平成29年~)	小慢 D B (小児慢性特定疾患児童等データベース) (平成29年度~)	感染症DB (構築中)	顕名DB	匿名DB
元データ	レセプト、特定健診、死亡情報(R6~)	介護レセプト、要介護認定情報、LIFE情報	DPCデータ	予防接種記録、副反応疑い報告	給付費等明細書情報、障害支援区分認定情報	がんの罹患等に関する情報、死亡者情報票	臨床調査個人票	医療意見書	発生届情報等	医療機関の診療情報等	MID-NET(平成23年~)
主な情報項目	傷病名(レセプト病名)、投薬、健診結果等	介護サービスの種類、要介護認定区分、ADL情報等	傷病名・病態等、施設情報等	ワクチン情報、接種場所、副反応の症状等	障害の種類、障害の程度等	がんの罹患、診療内容、転帰等	告示病名、生活状況、各種検査値等	告示病名、発症年齢、各種検査値等	感染症の名称・症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、発病推定年月日等	カルテやレセプト等に記載の医療機関が保有する医療情報	処方・注射情報、検査情報等
保有主体	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	国(厚労大臣)	認定事業者(主務大臣認定)	PMDA・協力医療機関
データ取得時の本人同意の取得	無	無	無	無	無	無 ※データ取得時には不要だが、研究者等へ顕名データを提供するにあたっては、患者が生存している場合には、あらかじめ同意取得が必要	有	有	無	無 ※一定の要件を満たすオプトアウトが必要	無
第三者提供するデータ・提供先	匿名データ(平成25年度~) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ(平成30年度~) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ(平成29年度~) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ(実施時期未定) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ(実施時期未定) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	顕名データ 匿名データ (平成30年度~) ・国との行政機関、独法(国又は独法から委託された者や、国又は独法との共同研究者を含む。) ・地方公共団体 ・研究者、民間事業者	匿名データ (令和6年4月~) ・令和6年4月以降 ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ (令和6年4月~) ・令和6年4月以降 ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ (令和6年4月~実施予定) ・国との行政機関 ・地方公共団体 ・大学等の研究機関 ・民間事業者等	匿名データ (平成30年5月~) 仮名データ (令和6年4月~実施予定) ・大学等の研究機関 ・民間事業者等 ※仮名データについては国による認定を受けることが必要	匿名データ (平成30年度~) ・大学等の研究機関 ・民間事業者等
提供時の意見聴取	社会保障審議会(医療保険部会匿名医療情報等の提供に関する専門委員会)	社会保障審議会(介護保険部会匿名介護情報等の提供に関する専門委員会)	社会保障審議会(医療保険部会匿名医療情報等の提供に関する専門委員会)	未定	未定	厚生科学審議会がん登録部会・全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会 国立がん研究センターの合議制の機関 各都道府県の審議会等	厚生科学審議会(令和6年4月~)	社会保障審議会(令和6年4月~)	厚生科学審議会(令和6年4月~)	認定事業者の設置する審査委員会	MID-NET有識者会議
連結解析	・介護DB ・DPCDB (以下、令和6年4月~実施予定) ・次世代DB ・感染症DB	・NDB ・DPCDB (以下、令和6年4月~実施予定) ・次世代DB ・感染症DB	・NDB ・介護DB (以下、令和6年4月~実施予定) ・次世代DB ・感染症DB	未定	未定	-	・小慢DB(令和6年4月~実施予定)	・難病DB(令和6年4月~実施予定)	・NDB ・DPCDB ・介護DB	(以下、令和6年5月までに実施予定) ・NDB ・DPCDB ・介護DB	-

(令和6年1月11日 第2回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ資料3-1を改変)

本日お話する内容

1. 次世代医療基盤法の意義、改正経緯
2. 仮名加工医療情報
3. 匿名加工医療情報と他の公的DBとの連結
4. その他

匿名加工、連結可能匿名加工、仮名加工医療情報の利活用にあたっての比較

	匿名加工医療情報	連結可能匿名加工医療情報	仮名加工医療情報
国による認定の取得	不要	不要	必要
当該データの利用によって可能となること	<ul style="list-style-type: none"> 治療効果や評価等に関する複数の医療機関等に跨る大規模な研究 医薬品市販後調査等の高度化、効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工医療情報とNDB等の公的DBが保有するレセプト及び特定健診等情報を連結した解析 例えば、NDBに収載されている死亡情報との連結や認定作成事業者がデータを保有する病院を受診する前後の、他の診療所等での受診の把握が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工医療情報では削除されていた、特異な値や希少疾患名等を含む情報を用いた研究 個人の予後情報等を長期間にわたり追跡し、治療や投薬等の有効性を確認する研究
利用目的による制限	※	※	<ul style="list-style-type: none"> 医療分野の研究開発に必要な範囲での利用
本人識別の禁止		<ul style="list-style-type: none"> 本人を識別する行為の禁止 	
連絡等の禁止	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 本人に対する連絡等の禁止
第三者提供の制限	※	※	<ul style="list-style-type: none"> 仮名加工医療情報の第三者提供の制限
消去	※		<ul style="list-style-type: none"> 利用目的達成時の消去
安全管理措置	※	<p>※NDBと同等の安全管理措置を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正管理に係る基本方針 等 人的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取扱者に対する教育及び訓練等 物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設設備の特定及び施設設備への立ち入りの管理及び制限するための措置 等 技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連結可能匿名加工医療情報を処理することができる者を限定するための処置、不正アクセス行為を防止するための措置 等 その他の措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部委託先の安全管理措置についての確認及び監督 等 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全管理に係る基本方針、安全管理責任者等 人的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供仮名加工医療情報の適切な取扱いの確保、取扱者に対する教育及び訓練 等 物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設設備の特定、施設設備への立入り及び機器の持込みの管理及び制限、機器の紛失若しくは盗難又は不正な持出しの防止 等 技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 不正アクセス行為の防止、電気通信回線との接続に伴う漏えい等の防止 等 その他の措置 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 共同利用の場合における安全管理の確保 等
従業員の監督・秘密保持	※		<ul style="list-style-type: none"> 従業者に対する必要かつ適切な監督の実施 従業者等の提供仮名加工医療情報に関する秘密を保持する義務
その他の規律	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等報告 苦情の処理 等

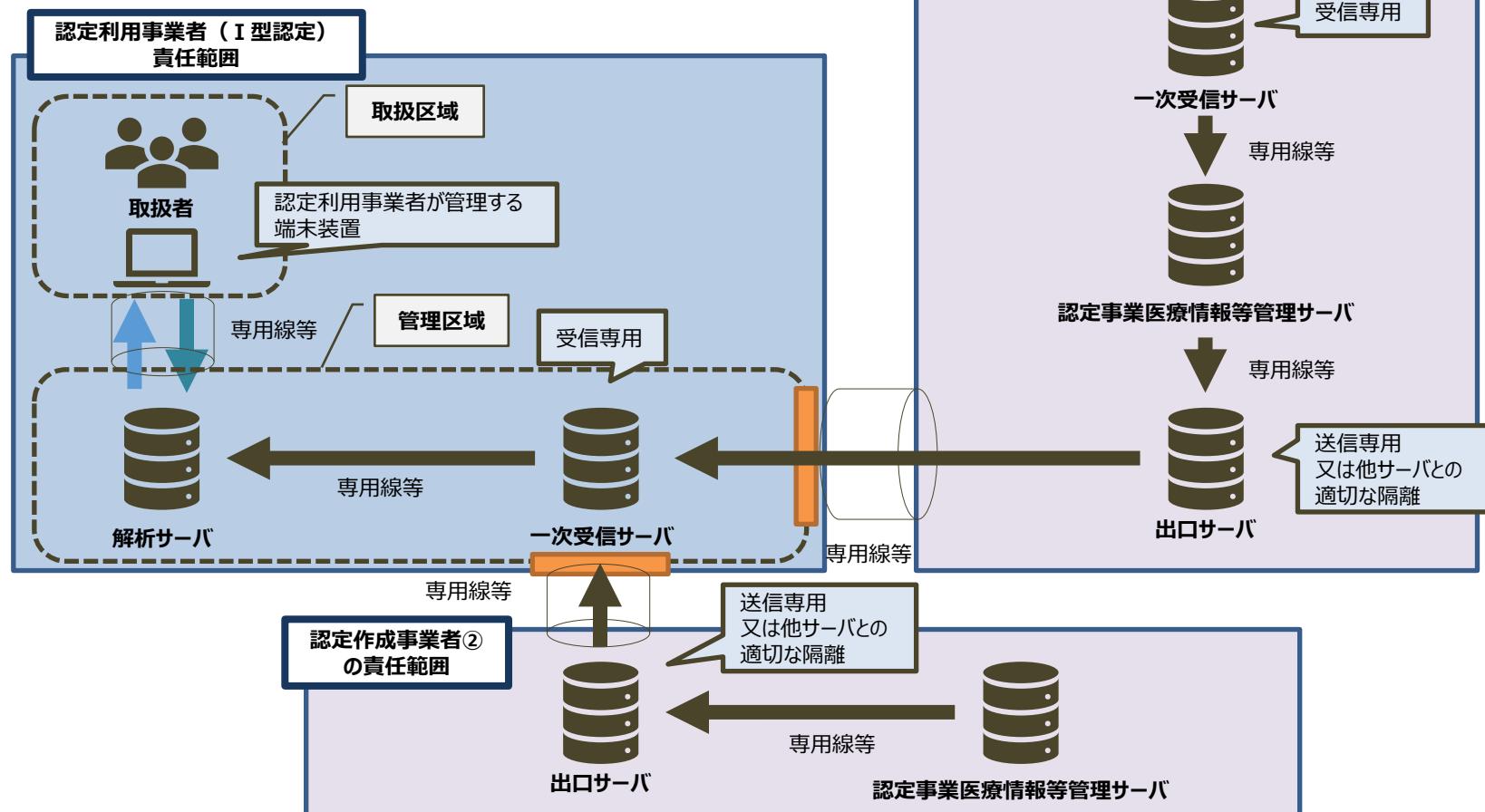
※認定作成事業者との契約における取り決め事項に従って利用する。

データフロー図

1. I型認定の認定利用事業者が電気通信による方法で認定作成事業者から仮名加工医療情報の提供を受ける場合の例※

【凡例】

医療情報、仮名加工医療情報の送信	:	→	当該事業者の取扱者	:	
提供仮名加工医療情報の操作	:	→	他の事業者の取扱者	:	
処理結果、画面情報の送信	:	→	ファイヤーウォール	:	
可搬記録媒体等による移送	:	→	電気通信回線	:	



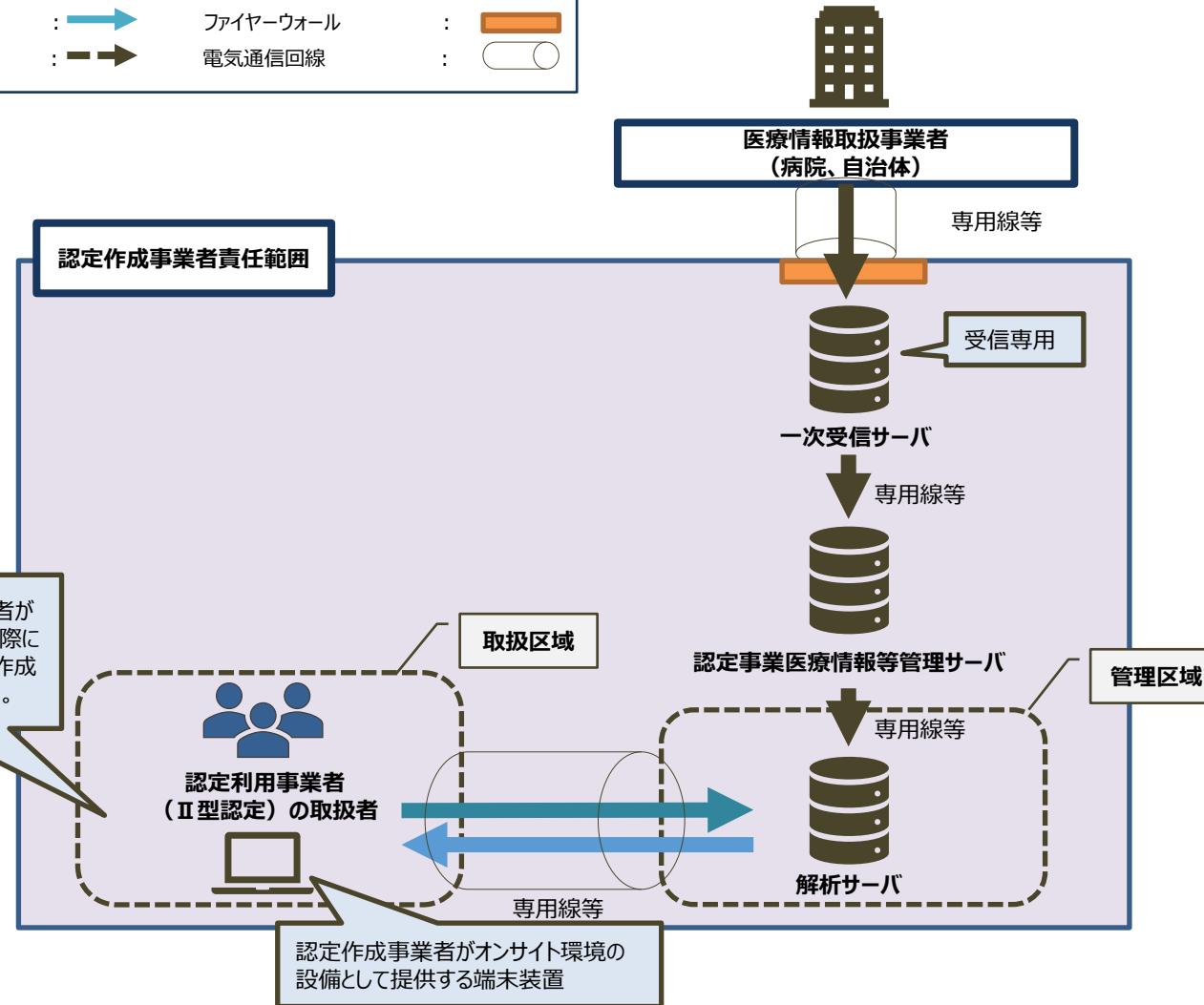
※次世代医療基盤法で義務付けられている安全管理措置が取られ、かつ認定作成事業者の監督が適切に行われることを前提としている。

データフロー図

2. II型認定の認定利用事業者が認定作成事業者が整備するオンサイト環境を利用する場合の例※

【凡例】

医療情報、仮名加工医療情報の送信	:	→	当該事業者の取扱者	:	
提供仮名加工医療情報の操作	:	→	他の事業者の取扱者	:	
処理結果、画面情報の送信	:	→	ファイヤーウォール	:	
可搬記録媒体等による移送	:	→	電気通信回線	:	



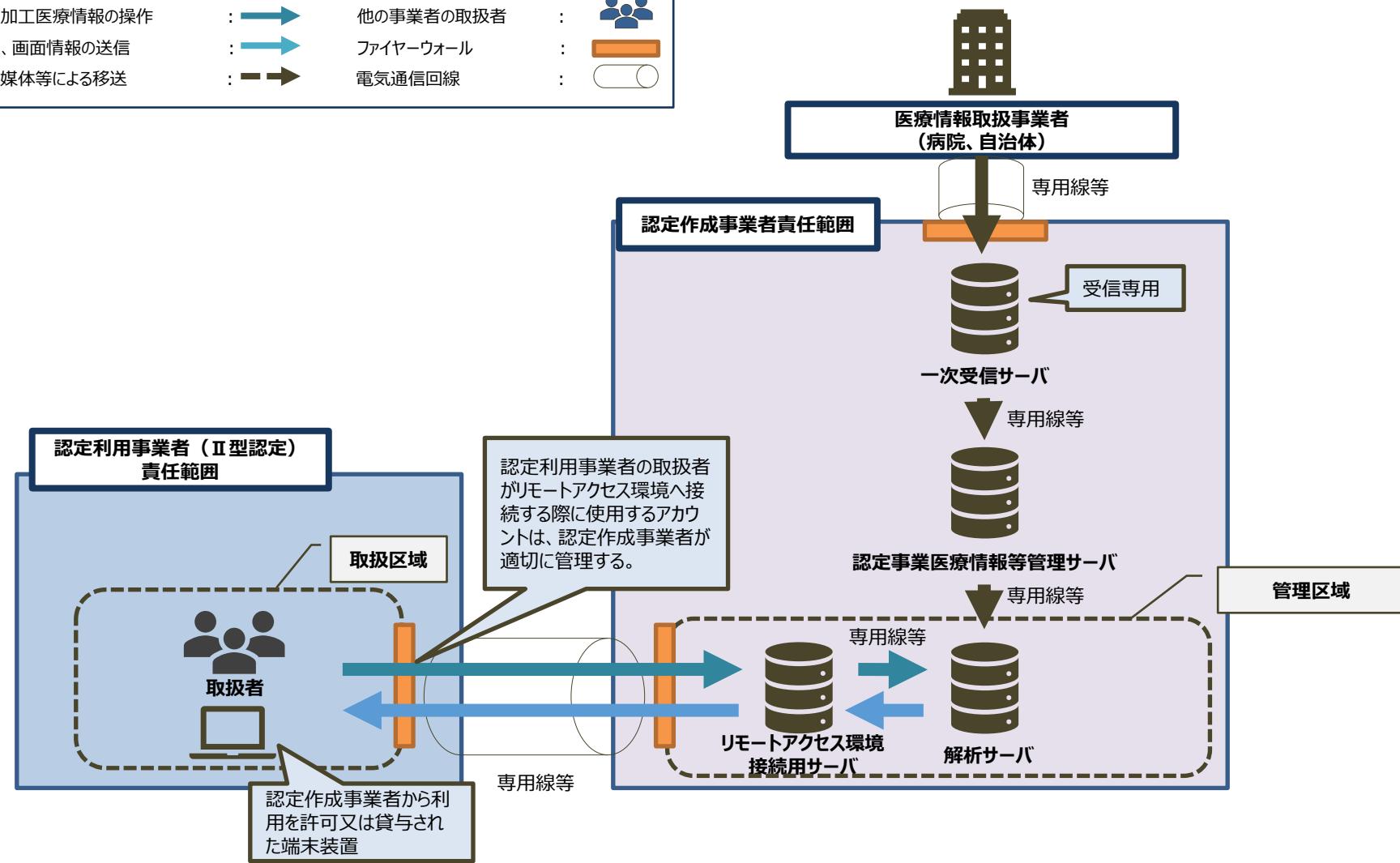
※次世代医療基盤法で義務付けられている安全管理措置が取られ、かつ認定作成事業者の監督が適切に行われることを前提としている。

データフロー図

3. II型認定の認定利用事業者が認定作成事業者が整備するリモートアクセス環境を利用する場合の例※

【凡例】

医療情報、仮名加工医療情報の送信	:	当該事業者の取扱者
提供仮名加工医療情報の操作	:	他の事業者の取扱者
処理結果、画面情報の送信	:	ファイヤーウォール
可搬記録媒体等による移送	:	電気通信回線



※次世代医療基盤法で義務付けられている安全管理措置が取られ、かつ認定作成事業者の監督が適切に行われることを前提としている。

認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者の概要(令和5年12月末現在)

一般社団法人ライフデータイニシアティブ (認定匿名加工医療情報作成事業者)

法人概要

- 設立日：2018年4月4日
- 所在地：京都府京都市左京区下鴨森本町15
- 特別顧問：井村 裕夫（京都大学名誉教授・元京都大学総長）
- 代表理事：吉原 博幸（京都大学名誉教授・宮崎大学名誉教授）



認定事業

- 認定日：2019年12月19日
- 届出機関：54機関
- 収集医療情報：約179万人
- 提供匿名加工医療情報：32件

医療情報等の取扱い業務の委託



一般財団法人日本医師会医療情報管理機構 (認定匿名加工医療情報作成事業者)

法人概要

- 設立日：2019年3月7日
- 所在地：東京都文京区小石川1-28-1
- 代表理事：茂松茂人（日本医師会副会長）



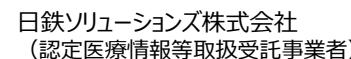
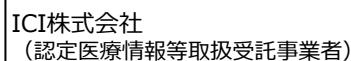
認定事業

- 認定日：2020年6月30日
- 届出機関：62機関
- 収集医療情報：約124万人
- 提供匿名加工医療情報：5件

医療情報等の取扱い業務の委託



医療情報等の取扱い業務の再委託



一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構 (認定匿名加工医療情報作成事業者)

法人概要

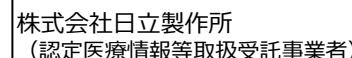
- 設立日：2018年6月15日
- 所在地：東京都新宿区神楽坂1-1
- 代表理事：山本 隆一（一般財団法人医療情報システム開発センター理事長）



認定事業

- 認定日：2022年4月27日
- 届出機関：2機関

医療情報等の取扱い業務の委託

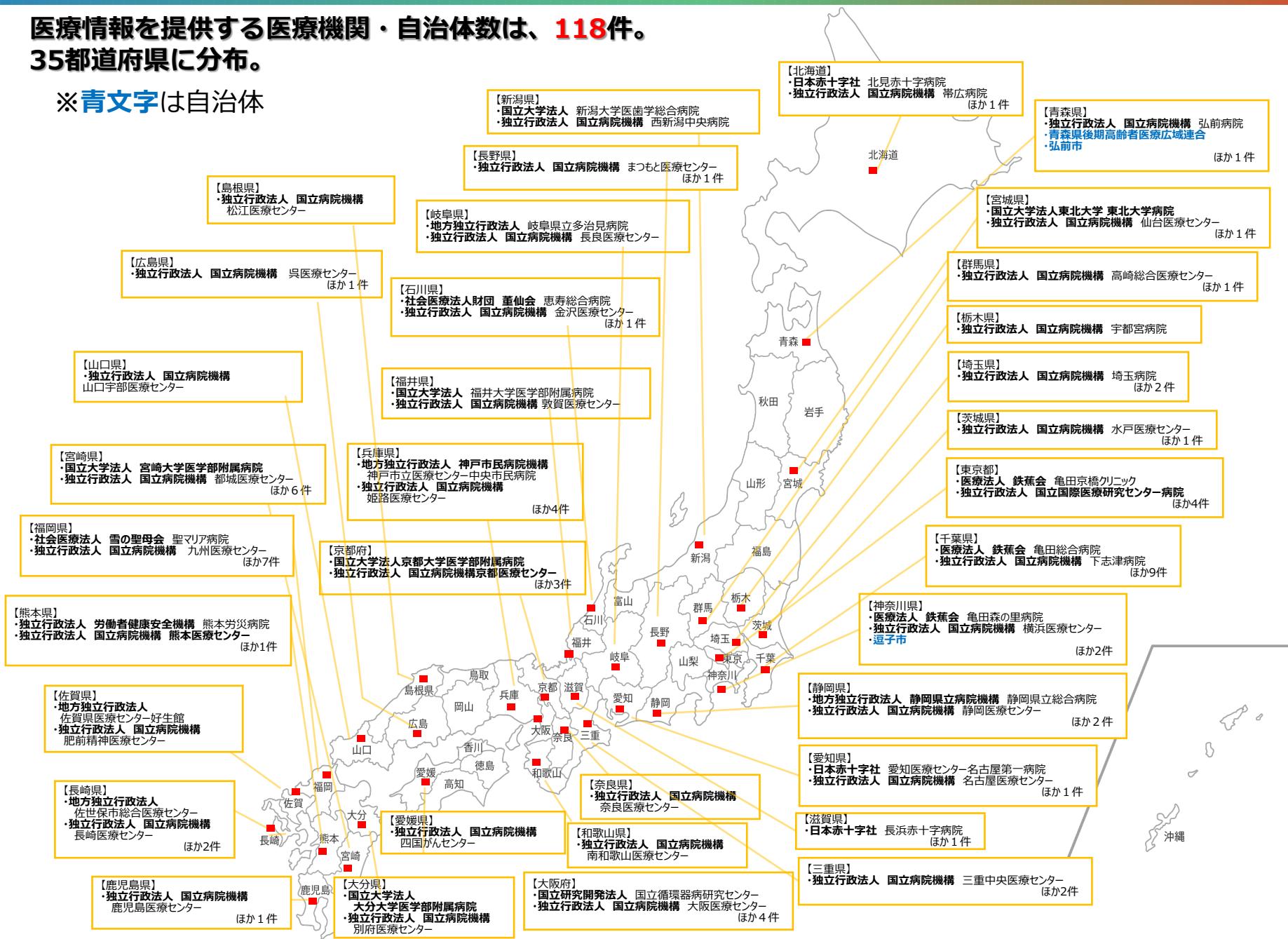


協力医療情報取扱事業者

(令和5年12月末現在)

医療情報を提供する医療機関・自治体数は、**118件**。
35都道府県に分布。

※青文字は自治体



次世代医療基盤法に基づく認定事業における利活用実績一覧 (令和5年12月末現在)

・一般社団法人ライフデータイニシアティブ（LDI）

No.	承認日	課題名	活用データ項目	活用者区分
1	2020年10月20日	乳癌のサブタイプ別、治療実態を探るための千年カルテデータのフィージビリティ	電子カルテ、DPC調査、レセプト	アカデミア
2	2020年10月20日	がん患者の臨床アウトカムにおけるEHRデータベースを用いた評価方法の後ろ向き研究	〃	民間企業
3	2021年3月5日	検査値等を用いたウイルス性肝炎患者研究のフィージビリティスタディ	〃	民間企業
4	2021年5月26日	検査項目の多施設突合手法開発を目的とした研究	電子カルテ	アカデミア
5	2021年7月15日	非構造化データの評価方法確立を目的とした研究	電子カルテ	民間企業
6	2021年7月15日	希少疾病領域における症状把握を目的としたフィージビリティ検証	電子カルテ、DPC調査、レセプト	アカデミア／民間企業
7	2021年7月15日	乳がんデータ項目に関するフィージビリティ調査	〃	民間企業
8	2021年8月31日	匿名加工医療情報のAI研究への利活用可能性の検討	〃	アカデミア
9	2021年9月28日	心不全データベース研究のためのフィージビリティ調査	〃	民間企業
10	2021年10月26日	感染症に対するTreatment flow 及び 関連医療費の推計	〃	民間企業
11	2021年10月26日	がん患者の臨床アウトカムにおけるEHRデータベースを用いた評価方法の後ろ向き研究-自然言語解析-	〃	民間企業
12	2021年11月30日	肺がん・乳がん患者の治療実態把握及び病気の進展に関する因果探索	〃	民間企業
13	2021年11月30日	電子カルテのテキストを活用したRECIST評価の辞書作成	〃	アカデミア
14	2022年2月18日	希少疾患の罹患リスク予測モデル構築	〃	民間企業
15	2022年3月8日	電子カルテ情報を活用した、臨床試験の新規手法論開発	〃	民間企業
16	2022年3月8日	電子カルテのテキスト情報を用いた癌患者の治療実態に関する検討	〃	民間企業
17	2022年5月17日	アウトカムバリデーションでのフィージビリティ研究	〃	民間企業
18	2022年7月13日	千年カルテ二次利用データベースを利用した心不全患者の病態に対する因子探索	〃	民間企業
19	2022年8月22日	電子カルテ情報を用いた有効性等に関する新規エビデンス創出の検討	〃	民間企業
20	2023年3月13日	先天性代謝異常症患者の治療実態の把握	〃	民間企業
21	2023年3月13日	消化管領域における治療実態調査	電子カルテ、DPC調査	民間企業
22	2023年3月13日	感染症におけるTreatment flow及び関連医療費の推計	電子カルテ、DPC調査、レセプト	民間企業
23	2023年4月12日	がん患者の臨床アウトカムの薬剤群間比較におけるEHRデータベースを用いた評価方法の後ろ向き研究	〃	民間企業
24	2023年4月12日	医学研究における匿名加工情報利用の最適化の検討	〃	アカデミア
25	2023年5月10日	検査値の患者属性別統計	電子カルテ	アカデミア
26	2023年8月24日	アウトカムバリデーションスタディの外挿可能性、代表性	DPC調査	民間企業
27	2023年9月27日	電子カルテを活用した病態進行を予測するAI開発	電子カルテ、DPC調査、レセプト	アカデミア／民間企業
28	2023年10月10日	血液がんにおける治療実態研究（電子カルテ情報を活用した患者背景設定と臨床アウトカム評価）	電子カルテ、DPC調査、レセプト	民間企業
29	2023年10月10日	アレルゲン免疫療法の投与継続理由及び中止理由の調査	電子カルテ、DPC調査、レセプト	民間企業
30	2023年10月10日	CKD・心不全関連疾患治療薬における治療継続期間毎のインサイト抽出	電子カルテ、DPC調査	民間企業
31	2023年11月27日	リウマチ疾患、および抗リウマチ製剤による有害事象の検証	電子カルテ、DPC調査、レセプト	アカデミア
32	2023年11月27日	高齢心不全患者における診療ガイドラインに基づく標準的治療と再入院の関連	電子カルテ、DPC調査、レセプト	アカデミア

・一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）

No.	承認日	課題名	活用データ項目	活用者区分
1	2021年6月29日	製薬企業向けデータ分析ツールの機能検証	電子カルテ	民間企業
2	2021年12月2日	匿名加工医療情報を活用したデータ分析ツールの実証と提供	〃	民間企業
3	2022年2月15日	認定匿名加工医療情報作成事業者が保有する匿名加工医療情報を活用したAI研究の実現可能性の検討 匿名加工医療情報の差分プライバシーと有用性の評価	〃	アカデミア
4	2023年5月23日	ヘルスケアデータ分析ツールの実証と提供およびAI活用の可能性検証	〃	民間企業
5	2023年6月26日	データベース研究実施支援サービスの開発（匿名加工医療情報提供サービス）	〃	民間企業

内閣府「次世代医療基盤法センター」

次世代医療基盤法に関するお問い合わせ窓口として、
内閣府「次世代医療基盤法センター」を開設しています。

内閣府「次世代医療基盤法センター」

**0570-050-211 (ナビダイヤル)
03-6731-9590 (一般電話)**

受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00（土日祝日・年末年始は除く）

ご質問やご相談は、次世代医療基盤法に関するお問い合わせフォームでも受け付けています。
<https://jisedaiiryou.go.jp/form/pub/nextgeneration/form01>



- 次世代医療基盤法とはどんな制度ですか？
- 研究機関にはどのような情報が提供されますか？
- 医療情報が提供されることを拒否することはできますか？
- ...

- 国が認定する認定事業者とはどのような事業者ですか？
- 医療情報を提供にあたって、何に注意すればよいですか？
- 患者本人への通知手続はどのように行いますか？
- ...

- だれでも匿名加工医療情報を利活用できますか？
- どのような匿名加工医療情報を利活用できますか？
- 匿名加工医療情報を第三者に提供することは可能ですか？
- ...

内閣府
「次世代医療基盤法
センター」

